

第百十八回国会

参議院農林水産委員会會議録第五号

平成二年四月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

高木 正明君

補欠選任

藤田 雄山君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

仲川 幸男君

大浜 方栄君

北 修二君

上野 雄文君

村沢 牧君

井上 哲夫君

委員

青木 幹雄君

鎌田 要人君

鈴木 貞敏君

高木 正明君

成瀬 守重君

初村 滝一郎君

藤田 雄山君

本村 和喜君

一井 淳治君

菅野 久光君

谷本 巍君

細谷 昭雄君

三上 隆雄君

猪熊 重二君

刈田 貞子君

林 紀子君

喜屋武真榮君

星野 朋市君

国務大臣

農林水産大臣

山本 富雄君

政府委員

農林水産大臣官

鶴岡 俊彦君

農林水産省経済

川合 淳二君

局長

片桐 久雄君

農林水産省構造

片桐 久雄君

改善局長

松山 光治君

農林水産省農畜

岩崎 充利君

園芸局長

岩崎 充利君

農林水産省畜産

岩崎 充利君

局長

岩崎 充利君

食糧庁長官

岩崎 充利君

林野庁長官

岩崎 充利君

事務局側

常任委員会専門

片岡 光君

説明員

厚生省年金局企

阿部 正俊君

画課長

阿部 正俊君

本日の会議に付した案件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

○細谷昭雄君 法案の質疑に入る前に、大臣に対して当面の緊急な課題について若干質問したいと思ひます。

それは包括貿易法、すなわちスーパー三〇一条

によるところの日米交渉というものが、米国の通商代表部のウィリアムス次席代表が来日いたしました。そうしてきのうの二十三日から日米交渉が再開された、こんなふうな報道されておりました。私は百十六国会、昨年の十一月二十一日に、鹿野前大臣に對しましてこの三〇一条の木材関係の問題につきまして質問したわけでございます。

と申しますのは、御案内のとおり米国は三つの点、スーパーコンピューター、人工衛星、そして木材問題、この三つの貿易的な開放を求める、特に木材につきましては、主として関税を引き下げるといふ要求をしまいたたけでありまして、

當時は林野庁並びに大臣のお話では、我々としては木材関係につきましては不正とは思ひながら、したがってそういうふうなことに応ずる考えもないしというふうな言明されておたつたわけであります。ところがあれから約半年、状況は非常に変化をしておるといふ点と、きのうの報道によりますと、アメリカは日米構造協議の成果を壊したくないという観点から、今回はどうしてもその代替行為として、いわば木材については譲歩を求める、

こういうふうな強い姿勢で臨んでいられると聞いております。そういう観点で考えますと、海部内閣のこの木材関係におけるスーパー三〇一条の受け入れについて、ないしは農林水産省の態度についてかなり変化したのではないかと、いふに私は危惧しているわけでございます。

そういう点で、あえてこれは、総理大臣おられないわけでありましても、内閣の国務大臣としての山本大臣、そして農林水産省、特に林野庁を預かつておる所管大臣として、この前の十一月段階の決意と変わらぬのかどうか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山本富雄君) 結論から先に申し上げますが、今先生御指摘の鹿野前大臣もすっかり答

弁をされておるようでございます。その後第二次海部内閣、すなわち私が農林水産大臣に就任をいたしましたして約二カ月になりますが、何の変更もございません。従来どおりの方針でこの木材交渉についても現在臨んでおるといふことを申し上げたいと思ひます。

○細谷昭雄君 大変強い御所信を承りました。ぜひそうあつてほしいと思ひます。何といいましても木材ないしはこの農林業関係に所属する問題につきましては、やっぱりこれは国益というものが優先されるべきだといふふうに思つております。我々も、応援団の一員としてしまつてぜひひとつ今の所信を貫いていただきたい、こういうふうに強く要請をいたしたいと思ひます。

次に、法案に入りたいと思ひます。農業者年金の制度ができてから二十年という歳月を積みましておるわけであります。まず、その政策効果について大臣の所信を承つてまいりたいと思ひます。

これは申すまでもなく二つの面を持つています。一つはいわゆる構造政策上の中核農家をつくる、ないしは土地の流動化、耕地の流動化、これを促すという後継者の問題、もう一つは、いわゆる雇用されておらない農民に對しまして厚生年金並みの老後を保障するという二つの面があるわけであります。この政策効果についてどうお考えなのか、まず最初にこれをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(山本富雄君) 今お話しのとおり、昭和四十六年に創設をされてから十九年、約二十年を経過するわけでございます。さまざまな経過がございましたが、これも結論から申し上げますと、時代の変遷はございましたけれども、それなりに日本の農村、農家を守つていくために大きな役割を本年金制度は果たしてきたのではない

か、こういうふうには私は認識をしております。すなわち、今先生御指摘の老後保障の問題、そして経営移譲を通じて構造改善に資する、こういう両面をにらみながらこれを進めてきたということでございます。数字から見ますと経営移譲の九割は後継者に対する移譲でありまして、現在まで約百三万ヘクタールの経営農地がこれによって譲渡されて、農地の細分化が防止をされているということは数字的にも明らかだということに思っております。また、これに関連しまして、第三者移譲の問題でございますが、これは現在までに約七万ヘクタールが経営移譲されまして、いわゆる中核農家をつくり上げるための規模拡大に非常に効果があったというふうに考えております。

なお、後ほどまたいろいろ御質問で触れられると思いますが、農村の人口が減りつつある中で高齢化は急速に進んでおる、逆に言えば長寿化も進んでおる。そして、その方々がさらに働く意欲を持っていたり、先輩と若い者とのバランスを考えながら本年金の運用を今後図ってまいりたい、今度は、そのための改正でもあるというふうな認識をしておるところでございます。

○細谷昭雄君 次に、今回の改正の大きな柱があると思うわけでございます。今回の改正の主眼点、これは何なのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正の眼目を説明する前に、今回の改正に至った背景というものにつきまして簡単に説明させていただきます。

まず、農村における高齢化の進行等の状況のもとで、本年金の受給権者数が増加してまいりまして、また一方被保険者数が減少する。このまま推移しますと、数年内に年金資産が枯渇するといような本年金の財政の現状は非常に厳しいものとなっております。これが背景でございます。

それから二番目は、先ほど大臣からも御説明がありましたけれども、農村の高齢化が進んでいるということございまして、六十歳を超えても心

身ともに健康な農業者がふえているということも踏まえまして、現行のように六十歳時での経営移譲を画一的に誘導するのではなく、個々の農業者の選択により、六十五歳前までの間で適期の経営移譲を促進するということが必要になってきているのではなからうか。

それから第三番目には、農業構造の改善の一層の促進が農政上の重要な課題になっている。そういう中で、構造改善の推進に一定の役割を果たしてきましてこの年金についても、その政策効果を一層高めることが求められているというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、今回三つの眼目がこの制度改正においてあるわけでございまして、一つは、まず何と申しても年金財政基盤の長期安定を図るという点でございますし、二つ目は農村の高齢化の進行に対応した給付体系の変更、それによりまして適期の経営移譲の推進と老後保障の安定ということでございます。三つ目といたしましては、経営移譲を通じて営農意欲の高い農業者の規模拡大の一層の促進を図りたいという、この三つが眼目でございます。

○細谷昭雄君 ただいま、この眼目につきましてお話がございましたので、私は、この三つの眼目についてそれぞれ順を追って若干の質問をしたいと思っております。

まず第一に、年金の財政基盤の長期安定の問題でございますが、この成熟度につきまして現状と見通しはどうか。例えば、平成二十七年でバランスが回復するといふふうに言われておりますけれども、この根拠を示していただきたいというふうに思います。

○政府委員(片桐久雄君) 加入者、受給権者の現状と今後の見通しでございますけれども、まず平成元年度末の加入者数は六十二万六千人、それから受給権者は六十四万六千人ということで、加入者と受給権者のバランスが逆転を起しているという状況になっているわけでございます。

今後の長期的な状況を、一定の前提を置きまし

て見通しをいたしますと、加入者の見通しでございますが、平成七年度末には四十六万人、それから平成十二年度末、紀元二〇〇〇年でございますが四十四万人、それから五年ごとに見まして平成十七年度末には三十八万人、二十二年末には三十五万人、二十七年末には三十四万人というふうに見通しているわけでございます。一方、受給権者の方は、平成七年度末には七十五万人、それから十二年末には七十七万人、十七年度末には五十九万人、二十二年末には四十五万人、二十七年末には三十五万人というところで、ほぼ受給権者と加入者の数が均衡するのではないかとというふうに見通している次第でございます。

こういう見通しの前提をいたしまして、今後とも毎年一定の新規加入者が見込まれるということと、それからまた、平成十二年ごろからは受給権者の減少のテンポの方が加入者の減少テンポよりも大きいということから、平成二十七年にはほぼ加入者と受給権者が均衡を取り戻し、その十年後、平成三十七年ごろには三十二万人の加入者で二十二万人の受給権者を支えるというふうな、普通の状態になるというふうに見込んでいます。

○細谷昭雄君 もしも今回改正をしなかった場合、原資が現在五千億あるわけでありますけれども、このまま運用するとすれば、財政的にはどういふふうな見通しになるといふふうにお考えですか。

○政府委員(片桐久雄君) 現行体系をそのまま維持した場合には、年金財政の単年度収支の赤字が続きまして、年金資産を食いつぶして年々減少していく、平成七年度ごろには積立金が枯渇するのではないかといふふうに見込まれます。

○細谷昭雄君 農業規模拡大という政策誘導の立場が非常に強調されておまして、農民のやはり厚生年金並み老後保障という面が軽視されてきたのではないかといふふうに私は思っております。先ほど大臣はバランスを十分考えてはきたというふう

におっしゃるんですけども、どうも政策誘導の面が強かったのではないかな、こんなふうに思っております。その点はいかがでしょう。

○政府委員(片桐久雄君) 先ほど大臣からも説明がありましたように、この年金の目的は二つございまして、農業者の老後保障ということと、それから構造改善を一層促進するという面があるわけでございます。したがって、農家の老後保障という点にもいろいろ重点を置いて考えている次第でございます。今回の改正におきまして、農業者老齢年金の水準につきましては、特に若年とか壮年の年齢層を中心かなりの改善措置を講じたつもりでございます。

○細谷昭雄君 何と申しますか、長期の財政の安定という点では、政府ばかりでなくて、当然被保険者ないしは受給者、基金というふうなそれぞれ痛み分けをしなければなかなか長期安定はできないというふうな点はわかるわけでありますけれども、そういう意味では、いわゆる被保険者が支払うところの保険料、この保険料につきまして、今回八百円を上げていくという計画でございます。

この八百円というのは、当初千円というふうな案で研究会等では提起されておったのではないかと私たちがもういふに聞いておりますし、これは今の農家経済の状況からすれば、千円というのは高いんじゃないか、こんなことで、千円ではこれはもう少し下げるべきじゃないかというふうな意見を私たちは持っておったわけです。何といいますが、各現場の意向等もございまして、国会、現場それぞれの意向もございまして八百円になったのじゃないかなというふうには私は思っておりますけれども、そういうふうないろいろな掛金の、いわゆる保険金の策定についてのいわばいろいろな経緯があると思うんです。もし、率直にお話しただければ私たちが伺いたいというふうに思っているわけです。

○政府委員(片桐久雄君) 先ほど説明したように、この年金財政の安定を図るための方策といたしまして、加入者それからまた受給権者、国、こ

の三者が一体となって財政基盤の安定を図るといふことをいろいろ検討したわけでございます。

その中で加入者の保険料につきまして、できる限り加入者の負担能力というものを考えながら、しかしこういう厳しい財政事情を考えますと、負担能力限界ぎりぎりまで負担していただくということも検討せざるを得なかったわけでございます。当初私どもは、その限界ということによって、年千円ずつ、五年間で五千元ぐらいたげることが可能なものではなからうかという観点で、いろいろ検討いたしましたわけでございますけれども、詳細、農家の所得と保険料の関係、それからまた厚生年金加入者の保険料負担の状況、こういうものを総合的に勘案いたしまして、厚生年金の場合の加入者負担の割合と、それからまた農家の場合の農業者年金の保険料及び国民年金の保険料、これを合算した負担の割合、こういうものを総合的に勘案いたしまして、平成四年の保険料を一万二千八百円といたしまして、その後毎年八百円ずつ段階的に引き上げる、平成八年には一万六千円という保険料を設定させていただいたわけでございます。

この保険料の八百円という引き上げにつきましては、前回の再計算のときも毎年八百円ずつという引き上げの幅でありました。引き上げの幅としては同額でございますけれども、前回の八百円というものは、現在の価格で申し上げますと八百六十円ぐらいに相当するわけでございまして、実質的には前回の引き上げよりも縮小されているというふうに考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 その努力は私たちも十分わかるわけでありまして、八百円といえども現在の農家経済からしますとかなりの高額負担であろうと思ふんです。

そこで、お聞きしたいんですが、年金受給者の標準と言われている二ヘクタールの耕作農家、五十歳の農民が、奥さんを含んで国民年金プラス基金、農年、それから加算も含めましてですけれども、奥さんも含めてこの保険料は平成四年になりますと月額どのくらいになるんですか。

○政府委員(片桐久雄君) 平成四年度の保険料月額について、物価上昇率二%ということで仮定をいたしまして計算いたしますと、まず夫の農業者年金の保険料が月額一万三千五百円ということになります。それからまた、夫の国民年金の保険料でございますけれども、これは付加年金分四百円というものも含めまして一万円でございます。それから、妻の国民年金の保険料が九千六百円ということ、合計いたしまして三万二千六百五十円ということになるわけでございます。

二ヘクタール規模の農業者年金加入農家の平成四年度の農家所得、これをどう見るかといういろいろ見方があるわけでございますけれども、私ども、中核農家の六十三年度実績に基づきまして、この農家所得が年率四%で伸びるといふふうに推計いたしますと六百七十四万二千円、これは年収でございますけれども、六百七十四万二千円。これをいゆる厚生年金の標準報酬月額を出す方式で十五・六カ月、ボーナス分を一応引くという形で月額を出すわけでございますけれども、十五・六カ月で割りますと、月額にして四十三万二千円というふうになるわけでございます。したがって、この四十三万二千円を先ほどの三万二千六百五十円、これを割りますと七・六%ぐらゐの負担率になるわけでございます。

これは、厚生年金の本人負担分保険料率、これが平成四年では七・二五%というふうに見込まれておりますけれども、ほぼ同程度ではなからうか、この程度の負担は可能ではないかというふうなことを考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 計算上はよくわかりました。ただ実態からしますと、この二ヘクタール以下の農年被保険者というのがかなりたくさんおりますので、その分のところの配慮というのが非常に心配だというふうな推定されるわけであります。

続いて、農年の未加入者の問題でございますが、農年の未加入者は昭和六十年度当時、当局の答弁では二%と言っております。これは、私が衆議院で聞いたときの数字でありますけれども、

現在それがどういふふうになっておるか。そして二ヘクタール農家では、今の三万二千六百五十円です、これは大体妥当だという数字でございますが、さっき言いましたように、二ヘクタール以下の皆さん方がかなりおりますので、私は未加入者がもつともつとふえるのじやないかな、こんなふうな心配を持っているわけでございます。そこら辺の見通しはどうでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金の未加入者の状況でございますけれども、昭和五十五年度末で二十九万四千八百人という数でありましたが、六十三年度末では約二十万五千人、ごく最近の数字で、六十三年度末で約十六万人というふうになってい

るわけでございます。この六十三年度末の十六万人の内訳でございますけれども、当然加入者、いわゆる農業経営主でございますが、これが約五万一千人、加入率で申しますと八九・二%の加入率というふうになっております。それからまた任意加入者、これは農業後継者が大部分でございますけれども、約十万人九千人というところで、加入率で言いますと七〇・二%、こういう状況でございます。また、未加入者の年齢分布を見ますと、三十五歳未満、比較的若い方々が五五%を占めているわけでございます。

この未加入者の未加入理由といたしましては、保険料が高いという理由を挙げている者がかなりいることも承知いたしております。このため今回の改正では、通常保険料のほば三割引きの特定保険料の要件、現在は三十五歳未満で農業に常時従事している後継者であつて、親の経営面積が一定規模以上である者というふうに限定されているわけでございますけれども、この三割引きの保険料の適用の要件を三十五歳未満の者すべてに適用するということに改めまして、農業後継者とか農業経営主のいかんを問わず適用の拡大をすることといたした次第でございます。

また、今回の改正で、農業と他産業との間の労働力の流動性というものが非常に高まっているというところに着目いたしまして、本年度、農業者年金

に一人加入した者がその後他産業に就労した場合、その一定期間、農業に従事している、五年を上限にいたしました。これを本年金の受給資格期間に通算するという道を開いたわけでござい

ます。このような措置によりましてかなり若い方々が加入しやすくなっているのではないかとこのように考えております。

こういうような改正の内容というものを今後周知徹底をしながら、未加入者の加入促進につきまして、農業者年金基金なり農業団体ともども全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○細谷昭雄君 いろいろな点で、この財政の長期安定を図つたという点で私は一歩前進だといふふうに評価をいたします。

続いて、今お話がありましたとおり、未加入者の加入促進につきましては、今回の法案をきっかけにしまして関係団体、特に農業委員会等が法的にもきちつとそういうお仕事をなされるような、そういうことの位置づけをしなげらばともこの解消に努めていただきたい、強く要望したいと思ふわけであります。

自家農業従事日数百五十日以上、の基幹男子農業専従者、これは昭和六十四年時点で七十七万人ということ、十年前、昭和五十四年と比べますと三十二万人減少しているという状況でございます。しかもまた、農業就業人口のうち、女性が占める割合というのが六〇%を占めるということ、なことで、女性が非常に重要な担い手となっているという現状でございます。

それからまた、基幹男子農業専従者のいる農家、いわゆる私ども中核農家というふうな称しております。戸数のシェアでは一七%というふうなシェアとしては低いんですけども、経営耕地面積では四三%、それからまた、農業粗生産額では五七%を占めているということで、生産性も高い。また我が国農業生産の中心を担っているというふうな言つてよろしいと思います。このような現状の中で、土地利用型農業部門におきまして農地の借り入れとか農作業の受託とか、そういうような手法によりまして規模の大きな農家、それから効率的な生産組織が各地で育っているのではないかとこのように思っております。私どもといたしまして、今後生産基盤の整備とか、それからまた農地の流動化施策というものを推進することによりまして、地域農業の中心的な役割を果たす中核農家を担い手として育成していきたいというふうな考えている次第でございます。

○細谷昭雄君 このように非常に農村構造というのが、いわゆる高齢者ないしは女性というものが比率を増大しつつある。これはもう社会構造の変化によってそういうふうになったと思うんですけども、問題は、女性の皆さん方の就業比率がどんどん増大する、実態的にも農家の主婦といえますか、女性の占める農業就業者の割合というのが極めて重要な位置づけになってきている。だとすれば、これはなぜ一体この人方が後継者、いわゆる農地流動化の政策的なあれにつながっていかないのかというところが問題になってくると思うんです。もう女性も男性もひとしくその点で、やはり農家の後継者としてどんどん更新できるように

なるべきじゃないのかというように思うんですが、女性がこんなふうえておりながら実際はなかなか後継者がいない。その原因は一体どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業経営は、主として家族経営という形で維持されているわけでございまして、その中でも先生御指摘のように、農家の婦人のかかりのウエートで農業を支えているというところは事実でございます。しかし、日本の家族制度といえますか、それからまた先祖代々の農地の資産の受け継ぎといえますか、そういうような観点から、女性が経営主という形で農業経営を担っているという場合は比較的少ないという現状でございます。現在、農業者年金に農業経営主として女性も参加しておりますけれども、加入者の中で数%、四%ちょっとというふうな実態でございます。今後日本の農村のいろいろな状況の変化に応じまして女性の経営主というものの次第にふえていくのではないかとこのように考えております。

○細谷昭雄君 今のお話にもございましたとおり、日本の現状ではどうもまだ、その点では農村社会において女性の地位というのが十二分に保障されておらないというふうな証左でないかなというふうに思うんです。その点で、単に農年法だけでこれを改善するというのは不可能ではございませんけれども、少なくとも今改正でも、そういう意味で女性の位置づけというのが現状に適用しておらないというように思うんです、今の改正の際もですね。ですから、今後財産の登記の問題とか、それからいろいろな権利関係、そういう意味での民法上の問題もあらうかと思いますが、こういうネットワークを十二分に分析しながら、やっぱり次の改正の際にはもっとも大きな、現状に合うようないわゆる年金法についてもきちっとした女性の位置づけをする必要があるんじゃないか、こんなふうなふうに思うんです。その点でいけば今後の問題についてどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、

農家の婦人の老後保障問題というのは極めて重要な課題であるというふうに認識いたしております。

今回の改正案でも、農業者年金加入者が加入中に死亡した場合に、従前農業に従事していたなど一定の要件を満たす配偶者が経営主となるとなった場合に、本年金の加入必要期間、これは二十年でございすけれども、これを短縮いたしました。年金受給の道を開く特例措置を設けているわけでございす。また、農家の婦人を独立して年金に加入させてはどうか、こういうような考え方もあるわけでございすけれども、これにつきましましては、さきに国民年金法の改正によりまして、老齢基礎年金の上乗せ給付を行う国民年金基金制度というのが拡充されまして、全国の農業に従事する婦人などを主たる対象といたしまして国民年金基金を設立するという動き、これは平成三年の四月合会がいろいろ検討しておりますけれども、私どもといたしましてはその動向を見守つてまいりたいというふうに考えております。

いづれにいたしまして、農家婦人の老後保障のあり方につきましては、今後とも各方面の意見を聞きながら総合的に検討してまいりたいというふうな考えております。

○細谷昭雄君 今回の法案で積み残した問題だといふふうに思いますので、ぜひそういう方向で十二分に現状の農業を支えておる高齢者ないしは女性の皆さん方が安心して農業に従事できる、むしろ意欲を持つてやれるような、そういう方向でぜひひとつ補完的な措置を講じていただきたい、このように思っております。

次に、農年制度というものは、創設当時からずっとですが、さつき言いましたように厚生年金並みの老後保障、これを目指してまいりましたが、けれども、経営移譲をした人とか、それから後継者が不在のために移譲できなかった人、これは大変違うと思うんです、いわゆる支給される年金額が、そこで、どれだけ国民年金を含めて支給年金

に差があるのか。例えば平成三年の月額差額は幾らなのか。昭和十一年生まれ、六十歳の人を対象といたしましてこの月額をひとつ示していただきたい、こういうふうな思います。

○政府委員(片桐久雄君) 新給付体系では、先ほども説明いたしましたように、若年とか壮年の年齢層を中心に農業者老齢年金のかかりの改善をしたわけでございまして、経営移譲年金を受給する者と、それから農業者の老齢年金を受給する者との年金額を昭和十一年度生まれで二十五年間加入ということ、六十五歳から終身同一で受給するという前提で比較いたしますと、平成二年度の価格で、月額で申し上げますと、いわゆる加算つき経営移譲年金を受給される方は四万六千六百円でございます。その場合、移譲しない農業者老齢年金だけを受給される方は一万九千九百円というふうになっております。ただ、このほかに国民年金の支給があるわけでございまして、これは六十五歳から夫、妻それぞれに国民年金の支給があるということでございます。

○細谷昭雄君 これだけ見ましても、移譲年金と老齢年金だけの人というふうになりますと、国民年金がありましてもかなりの差がある。その点で経営移譲できなかった人というのは国民年金を含めて六万円足らずということでは、厚生年金並みの老後保障とは言えないというふうに思うわけであります。

厚生年金の標準的な、六十歳の人の平均支給額というのは大体どのくらいでしょうか、厚生年金に比べますと。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金の給付水準の算定に当たりましては、この年金に加入している農業者が平均的な農業所得を持つて厚生年金に加入したというふうなことで、その場合に幾らの年金が得られるかということで厚生年金の算定式に当てはめまして算定する、そういうやり方で今回の加算つき経営移譲年金の水準を算定いたしました次第でございます。それを私どもは厚生年金並みの水準というふうな考えているわけでございま

す。

この給付の基礎となります農業所得、これは中核農家の農業所得を取り上げまして、農業者年金にひとり加入している農家の農業所得、これを昭和五十年から昭和六十三年度までの趨勢によりまして平成二年度の価格で年収三百三十二万円の農業所得、これで推計したわけでございます。これを十五・六カ月で除しまして、厚生年金の標準報酬月額に相当する額、これが月額といまして二十一万三千円、月収二十一万三千円というふうに算定したわけでございます。

この二十一万三千円をもとにいたしまして、六十五歳以降に支給される老齢厚生年金の算定方法に準拠して経営移讓年金を算定いたしますと、昭和十一年度生まれ二十五年間加入の者が六十五歳から受給する場合には、農業所得月額二十一万三千円に、昭和十一年度生まれの者に適用されます厚生年金の報酬比例乗率、これは生年度別に決まっているわけでございます。十一年度生まれの方の場合には千分の八・六六という数字が厚生年金の方で使用されておりまして、これを乗じまして、さらに加入期間二十五年を乗じて月額四万六千六百円、これは平成二年度価格でございますけれども、そういう数字が得られるわけでございます。

この場合に、先ほど申しましたように、国民年金から夫の老齢基礎年金五万六千八百円、さらに付加分が五千円、それから妻の老齢基礎年金五万六千八百円、合計いたしました国民年金から十一万八千六百円の支給があるわけでございます。これと先ほどの農業者年金の四万六千六百円を合算いたしますと、十六万四千七百円というのが合計の支給額という形になるわけでございます。

これを厚生年金の場合にはどうなるのかということでございますけれども、厚生省が示しております厚生年金のモデルケースでは、標準報酬月額が二十八万八千円ということになっておりまして、私どもが算定いたしました二十一万三千円よりはちよつと高い水準になっているという点が一

点でございます。それからまた、加入期間四十年ということ、これは昭和二十一年度生まれの例で計算いたしておりますので、これで見ますと、農業者年金に当たるいわゆる比例報酬部分というのが八万六千四百円というふうに、平成元年度価格でございますけれども、これになるわけでございます。さらにこれに老齢基礎年金、夫婦二人の分を合わせますと十九万七千四百円というようなことで、先ほど申しました農業者年金の場合の十六万四千七百円よりも若干多くなっているというところでございます。

なお、以上紹介いたしましたのは加算つきの経営移讓年金のケースでございますけれども、基本額とか農業者老齢年金の方につきましては、それよりも多少減ってくるというような状況だと思ひます。

○細谷昭雄君 大変詳しい数字を挙げていただきましてありがとうございます。ただ、私申し上げますのは、今お話を聞きまして思うんですが、政策年金として創設されたこの農年でございまして、したがって、農地を移讓した場合に、つまり離農した場合は、当然これは離農手当というような形で厚生年金よりもっと多くしなきゃいけない、私そう思うんですよ。

ところが、こうしてお聞きしますと、厚生年金よりも若干低いということではないんです、政策年金でさえも。これは、日本における農年制度というのは、例えばECとかドイツのような点ではまだまだ不十分じゃないかなというふうに思ふんです。本当に農地を流動化する、本当に農地の集積をするということになれば、少なくとも農家の皆さん方にやっぱ厚生年金以上のメリットを与えなくちゃいけない。ましてや、もう移讓年金をもらわない老齢年金の皆さん方だけで言いますと、とんでもない、てんでお話にならない、厚生年金に比べまして。そういう状況だと思うのです、今詳しくお話を聞きますと。

ですから、私は時間ありませんけれども、ドイツやECでやっているようないわば離農手当

のような性格というのをやるならば、もっと大胆に、厚生年金の倍とは言わないにしても、あれよりもいいという老後保障をやるべきじゃないかなと思ふんです。その点はお答えは要りませんけれども、私は、特にその点を主張したいというふうに思ひます。

本法案で積み残した問題は、女性の問題と遺族年金の問題だと思ふのです。これにつきましては、いづれ後で同僚委員の皆さん、いろいろ詰められると思ひますので私は省略したいと思ひますが、いづれにしても、高齢化に伴うところの給付体系をいゝんな点で改善されておるといふ点は、率直に私も評価いたします。ぜひとも今お話ししましたように、移讓された人方に対しては厚生年金以上の支給というのを目指していただきたい。これを強く要望して、次に移りたいと思ひます。

三つ目の柱であります国庫助成の拡大によるこの経営規模拡大についてでございますが、この経営移讓年金のいわゆる支給開始時期を選択制にしたという点は、大変現状にこれは適合した措置じゃないかというふうに評価をするわけでありまして、これによつていわゆる終身同一水準の年金支給をされるわけでありまして、六十五歳の年金支給は一体何年でしようか。六十五歳となった人の余命年齢でございます。

○政府委員(片桐久雄君) 現在時点で、六十五歳の方の平均余命は十五・五年というふうに承知いたしております。

私も今回の給付体系の変更を検討する場合に、その平均余命の点をいろいろ検討したわけでございますけれども、ちょうど二十年前、昭和四十五年に六十歳の男子の方の平均余命というのが約十六年ということだったわけでございます。それが最近では二十年というふうな約四年間、平均余命が六十歳の男子の場合をとつて四年間延びているというようにいろいろ検討した結果、今回六十歳で画一的に離農を誘導するという考え方から、六十歳から六十五歳の間で個々の農家の

実態に即した経営移讓をやつていただくという、そういう選択制に切りかえた一つの大きな根拠をいたしまして、この平均余命の伸長ということを考えた次第でございます。

○細谷昭雄君 これは、今後も五年ごとに見直しいたしますか。

○政府委員(片桐久雄君) この制度が始まって二十年というところで、今回六十歳から六十五歳の選択制と、二十年の期間を経てこういう改革をやつたわけでございます。今後五年後、毎五年後に財政再計算をすることになっておりますけれども、直ちに今度の、その次の計算のときにさらにそれを延ばすかどうかというところは、今の時点でなかなかそういうことはつきり申し上げるということとは非常に難しいのじゃないかと思ひます。

○細谷昭雄君 今回のこの財政措置、特にいゝんな点で財政措置が現在とられておるわけでありまして、この折衝の過程は大変だったと思ふんですが、率直に言ひまして、大蔵当局とか厚生当局、これとの折衝で問題点はなかったものでありましようか。もしお聞かせ願ふ点がありましたら、率直に問題点をひとつ教えていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の制度改正の最大の眼目は、やはり何と云つても年金財政の長期安定を図ることであつたというふうに思ひます。年金の未加入者の意向調査をやりまして、この年金の将来に対して不安であるというような意向もかなり示されていたような状況でございます。そういうことで、私どもといたしましては、まず何と云つてもこの年金財政の長期安定ということをはつきり示す必要があるということが最大の眼目でありました。そういうことを目標にいたしまして、財政当局と長期にわたりまして、また財政当局の十分な理解も得られたというふうに考えておる次第でございます。

長期的な安定を示すためには、長期的な国庫負担といひますか、追加助成の長期的な展望をは

きりとこの法律で示す必要があるということで、財政当局といろいろ折衝した結果、従来の移譲年金給付費用についての二分の一の現行の国庫助成というものに加えて、農業構造改善の一層の促進という観点から、約二十五五年間にわたりまして追加的な助成が必要であるということをまず財政当局に理解してもらった次第でございます。

ただ、この改正法案をつくる際に、二十五五年間の財政支出を全部法律に書き込むということは極めて困難でございます。平成八年度まで保険料が設定されておりますけれども、その間の財政の収支というのは比較的是っきりと計算ができる。その間につきましては、具体的には平成三年度から平成七年度までの五カ年分については、各年度の追加助成額を法律に明記する。これは五年間で総額千六百億円という形になりますけれども、これを年度ごと国庫助成額を法律に明記するということをいたした次第でございます。

また、平成八年度以降の分につきましては、今回の財政再計算時に、それまでの農業、これをめぐるいろいろな情勢の推移、それから農業者の保険料負担の能力などを考慮の上、別に法律で定めるところにより必要な額を助成する、こういう法律の条文を置いて年金財政基盤の長期安定という方針を明示した次第でございます。

○細谷昭雄君 大変な私はやっぱり努力だったと思いますし、しかもこれはかつてない、いわゆる附則というものにそういう財政支出をきちっと明記する点でもかつてないことだったというふうに思っています。その点は私も評価をしたいと思うわけであります。

最後に、時間がございますが、分割移譲の問題、これは私はやっぱり大変実情に即した方法だと、措置だというふうには評価をするわけであります。これによってどれだけの農地が集積されるかという点と、それから、何といいますが、残したいわば残地、残した農地を年金をもらいながら、後からこれを全部また譲った、こういった場合には年金に変更が生じるかどうかという点。そ

して最後に、特定処分対象農地の移譲については年金を停止するのどうか、この三つの点について簡潔にお答え願いたいと思います。一番最後、大臣にも御答弁願いたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 分割移譲につきましては、今回初めてサラリーマン後継者に、従来は一括移譲ということを条件にしておりましたけれども、今回その相当部分ということで二分の一以上を第三者に移譲する、残りをサラリーマン後継者に移譲するという道を開いたわけでございます。さらに四分の三以上を第三者に移譲する場合に、加算すべき移譲年金を差し上げるといような形で、規模拡大にいろいろ役立っていきたいというふうに考えた次第でございます。

この分割移譲がどの程度機能するのかという御質問でございます。毎年の経営移譲面積のうち、サラリーマン後継者に対する移譲というのが六十三年度で約四万二千ヘクタール程度、全体の移譲面積の四割強を占めているわけでございますけれども、大体このうち三割程度が分割移譲に供されるのじやなかろうかというふうに見えております。この三割程度といたしますと一万三千ヘクタールぐらい。この一万三千ヘクタールの半分以上が第三者に移譲されるのではないかとこのように見えておるわけでございます。

このほか、従来サラリーマン後継者に対して使用収益権の設定により移譲された、いわゆる特定処分対象農地というのが六十三年度までの累計で約二十九万ヘクタールあるわけでございますけれども、その中でやはり第三者に処分したい、そういう方々が約二〇〇程度、二十九万ヘクタールの二〇〇です。約六万ヘクタールぐらゐあるわけでございます。この中から一挙に六万ヘクタールが第三者移譲という形に、一年でそういうふうに行くとは思いませんけれども、この六万ヘクタールの相当部分の農地が第三者に移譲されるのではないかとこのように見ている次第でございます。

それから、特定処分対象農地についての移譲年

金支給停止の要件の緩和の問題でございますけれども、これにつきまして、分割移譲と同様にその過半を第三者に移譲した場合、第三者に処分した場合には年金支給の停止をしないとか、それからまた農地の転用でございしますけれども、農村地域工業導入計画など公的な計画に定める用途、それからまた農業共同利用施設等の用地に転用する場合とか、それからまたいろいろ公共事業なんかによって飛び地になつて農業継続不適地というような場合とか、そういういろいろな場合が予想されますけれども、そういう農地について転用した場合、従来は何か厳しく支給停止ということがあったわけでございますが、今回は、その辺のところを支給を停止しないというように緩和したいというふうに考えております。

○細谷昭雄君 最後に、大臣にお伺いしたいと思

うんです。これは所信のお伺いですが、こうしてずっと農年法の改正を見ていますと、一番肝要なことは農林業を魅力のある産業にしていきたい、そうしない限りは、若い人方が集まってくれないという現実があるわけであります。そのために何が

必要かといいますと、私は国の財政支出だと思ふんです。我が党は、国家総予算の一〇〇%をこれに充てるべきだという主張なんです。少なくともGNPの一〇%以上、一〇%以上はもう絶対に充てるべきだ、こういうふうに主張しているわけであります。残念ながら、現在の農林水産予算というのは年々少なくなつてきておる、これは逆の方向をたどつておるといふに言わざるを得ないわけ

です。それで私は、何といひましても農年一つで若い人を集めるということは不可能だと思ふんです。総体的にやっぱり国の予算、この予算措置におきまして農林予算をふやしていく、それが一番近道だと思ふんです。そうしない限りは、若い人方が農林業に魅力を持たない、そのことを感じるわけでありまして、この農年法の改正では多くの一つの前進がございました。

ただ積み残した問題は、女性の問題、特に遺族

年金の問題、この点は非常に残念だと思ふわけがあります。その点で、今後魅力のある農林行政をつくるために、大臣は本当の意味で農林予算をふやしていくという、生命産業というふうに言われておる農林業でございしますので、その点で大臣の所信、決意をお伺いして終わりたいと思ふわけがあります。

○国務大臣(山本富雄君) 長時間にわたりました、農政特に年金問題非常にうんちくを傾けての先生の御質問、御意見、感銘深く拝聴いたしました。また、我々の苦勞もよくわかつていただきました。評価すべきものは評価する、こういうありがたいお言葉もいただきまして、これまた非常に感銘いたしました。これから仕事をやっていく張り合いがあるなど、特に役人の皆さんはそう思つたんじゃないかと思ふわけでございます。

そこで、先生から積み残しという表現で、大事な農家の御婦人の老後の問題、御婦人問題、特に関連いたします遺族年金の問題等について御指摘がございました。これはしっかりと受けとめまして研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今の御指摘全く私同感でございますが、こういう内外非常に厳しい状況下で、まさにきょうも冒頭御質問のあった、木材協議がアメリカとの間でちやうどはつしとやられていくわけですけども、そのほか漁業問題もサケ・マスとソ連でやつておる、あるいはウルグアイ・ラウンド問題も非公式ではございますけれども、農業問題が出ておるといふふうなことを考えますと、まさに国内外、これは農業に限りませんけれども、日本経済が進む中で非常に波が高いというふう

に思つております。特に農業は、再三繰返すようですが先生と同じ考えでございます。国のものでございしますからこれを大事にしていくという考え方に立ちまして、予算の問題につきましてもいろいろな変動があることはまた事実でございます。しかし中身は、それぞれの年代に即応いたしまして工夫をしなが

ら、二十一世紀はもう近いわけでございますから、要は魅力ある農村づくり、特に若い人が先輩の後を継いでくれるような日本農業の構築を目指して全力を挙げてまいりたい。この改正も十九年、八回にわたって行われた跡をずっと私見てまいりましたが、今回も財政当局との渡り合いを含めましてかなり苦心、苦労はしたということも申し上げたいと思うわけでございます。しかしこれに満足することなく、これからもこの年金問題につきましても研究、検討を怠らずやってまいりたいということを申し上げたいと思います。

午前十一時六分休憩

午後零時十七分開会
○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○谷本勲君 農家の立場からしますと、今回の改正案は掛金はふえて受給額の方は限定されるといったような問題等々があるのでありますが、困難な農業者年金制度の維持とその財政を再建していくために、財政当局との交渉などで大変な御苦労があったかと存じます。なお、事態に合う改正であるのかどうか、こうした点を中心にして幾つかの点についてお尋ねを申し上げたいと存じます。

まず最初に伺いたいのは、農年制度における生産法人の扱いについてであります。

初めに農林水産省に伺いたいのでありますが、御承知のように、構造政策のあり方は本制度をつくった当時と大きく変わりました。本制度がつくられた当時は、自立経営農家育成というところに問題が絞られておりました。最近の構造政策は、中核農家の育成とともに、集団化、協業化がもう

一つの柱として据えられるようになりました。こうした構造政策の変化にかんがみ、集団化、協業化に向けて今度の改正ではどのような施策が講じられようとしているのか、簡潔にまず伺いたいと存じます。

○政府委員(片桐久雄君) 農業構造の改善を進める場合に、個別経営の規模拡大とともに、集団化、協業化というのは非常に重要なポイントであるというふうな思っております。その際、集団化、協業化を担うものとしたしまして農業生産法人というものが極めて重要な地位を占めているというふうな思っております。農業生産法人の育成、発展ということは私どもの重要な課題であるというふうな受けとめております。

今回の農業者年金基金法の改正におきましても、いろいろその点につきましてはできるだけの改善を加えたいという観点で検討を進めたわけでございますけれども、まず農業者年金の加入者が農業生産法人に雇用されて給与の支給を受けるという場合には、そういう組合員になった場合には、この農業者年金の加入資格を喪失するということになるわけでございます。そういう場合に、この農業生産法人で適用される被用者年金の加入期間を農業者年金の要加入期間二十年の期間に空期間通算して、本年金を受給するという道を開いた次第でございます。

○谷本勲君 今度の改正では、厚生年金への法人化していった場合に移行措置を講じたということですね。それだけでは私片手落ちではないかと思うわけです。

共同化、法人化の実態で見てみますと、厚生年金や農林年金が適用できる可能性のあるものは極めて少ないのであります。といいますのは、厚生年金等へ移りますという掛金の使用者側負担というのが二分の一になる、これをやれる生産法人というのが幾らもないというのが実態だからであります。法律というのは実態に合ったものでないと所期の目的は達成することができないのではないのでしょうか。集団化、協業化を進め

ようというのであるとするならば、靴に足を合わせるのではなくて足に靴を合わせる、つまり、そのした実態を踏まえながらの運用というのが十分配慮されてしかるべきではないかと思えます。法人化あるいはまた共同化ということを見てみても、実は家族農業、自己防衛の共同化であった、そこには使用する者と使用される者という、そういう分離関係というのがないのが通常でありまして、言うなれば家族農業の延長といったようなものが多いのであります。

さらにまた、そうした基本的な問題にもう一つ加えて申し上げますと、農業には製造業などと違った特殊条件があります。つまり、天候が悪いと給与も払うことができなくなるという生産法人が極めて多いという特殊な条件があるからであります。

そこで、厚生省の方に伺いたいのであります。農業者年金があるいはまた厚生年金ないし農林年金を適用する場合、そうした実態を踏まえて個々の法人との話し合いを基礎にして適用していく、どっちを適用するかということを決めるということなのかどうか、そのところをひとつ伺いたい。

○説明員(阿部正俊君) ただいまお話ございましたように、生産法人になりますと、法律的な枠組みといたしましては厚生年金の適用ということになるのは御指摘のとおりでございます。

ただ私ども、厚生年金法の適用といえますのも、基本的にはやはり被保険者の老後の保障という観点からだと理解しておりますので、そうした考え方から立ちまして、その適用に当たってはあくまでも事業主さんあるいは構成員の十分な理解の上に立って適用していくべきであろうというふうな思っております。一律的にどこがどういうふうになればというのはなかなか容易じゃないのでございまして、全体を通じて申し上げますれば、事業主さん及び構成員の方々の理解を得るように十分お話をし、かつ個別のいわば就業の実態といえましょうか、給与の支払いの有無とかいう

ふうなところにも十分心を配った上で、条件整備ができたものから適用していくというふうな方針で対処してきておりますが、今回、先ほど農水省の方からお話ございましたように、一定の調整的な措置も講じましたことを機会といたしまして、改めてその趣旨につきまして周知徹底を図るようなことを考えてまいりたいというふうな思っております。

○谷本勲君 そうしますと、くどいようですが、個々の法人との話し合いで適用を決めていく、こういうことではないのですか。

○説明員(阿部正俊君) あるいは誤解が生じるといけませんので念のため申し上げます。いただきますと、いわば十分な話し合いをするということとは、必ずしも希望に沿ってということとはまたちよつと別なことだということに御理解いただかなきゃならぬのだらうと思うんです。やっぱりそれなりの客観的な条件があり、かつ十分な理解を得られれば適用ということでお話をさせていただくということになるかと思うのでございます。

○谷本勲君 わかりました。そうしますとその指導ですね、厚生省の、どういふ方法でその趣旨を徹底されるのか。社会保険庁とかあるいはまた都道府県等々の実務機関がありますね、その趣旨の徹底の仕方、具体的に承りたい。

○説明員(阿部正俊君) 農業生産法人の数は三千ぐらいと承知しておりますけれども、地域的にかなり多いところと少ないところがあるということ、それからあと、今申し上げましたように、一定の第一線処理が機械的にいくような形での一つの基準というのを示すのは、なかなか容易じゃないというふうなこともございまして、今申し上げたような考え方を徹底する際の具体的な方法につきましては、何がしかの会議等がいいのかあるいは何がしかの文章がいいのか、その辺はもう少し研究させていただければというふうに思っております。

○谷本勲君 その点、私は通達などの文書で明確

にしたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○説明員(阿部正俊君) 指導の内容にもよろうかと思ふのでございますけれども、先生の御指摘のようないふことも含めまして少し検討してみたいといふふうに思つております。

○谷本義君 再度お願いをしておきたいのは、やっぱりつくりと文字に書いた文書でやっていただきたいといふふうに思ふのです。なぜ私はこのことにこだわるかといふと、今のところ農業生産法人の数の多いのはそうたくさんはないのでありますけれども、今の農業を取り巻く状況を見ても、この種の生産法人化といふのはかなり出てくる可能性があると思つておるからであります。円高で輸入農産物がふえてきておる、市場開放の時代に入つてきておる。その上、まかり間違つて米の市場開放でもされるようなことになったら一体どういふことになつてくるのか。

さらにもう一つの問題は、耕種農業の柱である米作農業で見てみますといふと、食糧制度崩壊といふのがかなり進んでおられます。御承知のように、生産者米価もここ数年連続的に値下げされてきております。そんな状況の中で村回りをやってみますといふと、私もよく耳にしますのは、もうこういう状況になつてきたら、村ぐるみでひとつ共同化でもするしか方法があるまいといふたような話を多く耳にするようになってきました。またさらに、集団化、協業化、共同化の問題については、これから農業をやつていこうという若い皆さんですね、年齢的に見ますといふと若い皆さんが比較的熱心なものです。ところが、今度の改正でそこそこをあいまいにしたまま、そして下手をするといふと、協同化、協業化をやつて法人化していったら、農業年金から締め出される可能性だつていふれ出てくるのじゃないかといふような状況が一方にあつては、これは協業化も集団化も進まないし、それからまた農年制度への新しい加入者、若手を入れていかなきゃならぬと

いう問題だつて、これは簡単に進まないといふことになつてくるのであります。

したがういふして、篤と厚生省の方にお願ひを申し上げておきたいと思ひますのは、そのところをしっかりと受けて、そして的確な指導ができるように、そしてまたその趣旨が、今御答弁の趣旨が下部末端まで徹底できるように、会議、それからまた通達のようなたいぐい、これでもつてひとつやつていただきたいといふことをお願い申し上げておきたいと思ひます。よろしいですね。

大臣、厚生省の方からの見解はさうでございますので、大臣の方でも、農林水産省としても、そのところはしっかりと踏まえてやつていただきたいといふことをお願い申し上げておきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは次に、農年制度と構造政策の問題について、大臣の所見を若干承りたいと思ひます。

今回の改正は、構造政策的視点を強めたといふふうに説明されております。一括移譲の問題がさうでありまして、それからまた、離農給付金のあり方を変えたといふのもその一環であつたかと思ひます。そういう中で、やはり今一番大事なことは技術水準の高い中核農家をどう守つていくことか、このところを日本農業を守つていく上での重大なポイントの一つがあるだろうと思ひます。農年制度などの、いわゆる構造政策の面で中核農家を守つていくことも大事であります。が、同事にもう一つの重要な問題としては、価格政策をこれからどうしていくかといふ問題があるだろうと思ひます。経済界サイドの皆さんなどから言われますといふと、農産物価格をどんどん下げていけば、小さな農家が転んで規模拡大になつていくのだといふような話がありますが、これはもう実態を知らぬ暴論でありまして、実態はさういふ実態ではないことは明白であります。

ここ数年下がつてまいりました生産者米価と、例えば三ヘクタールの農家の経済事情を見てみますといふと、実は次のような事情があるのであります。生産者米価引き下げが行われる、今から四

年前といふことになりましたか。その当時で見ても、米主として政府に米を売る農家で見てみますといふと、当時は米代金収入のうち、生産資材等々諸支払いを済ませた後、手元に残つたものは三割弱でありました。ところが、御承知のように連続的な生産者米価の引き下げが行われて約一割強の引き下げ幅といふことになつてまいりました。これを見てみますと、農家経済にどういふ影響を及ぼしたかといふと、米代金を払つた後に最後に残る部分、つまり生活費に回る部分です。三割弱あつたものが、これが三分の一カットされたといふことに実はなるのであります。

こういう米価引き下げ政策といふのは、今後ともこれまでのピッチのようによつていきますといふと、村の中堅農家と言われる三ヘクタールの農家が持たなくなるといふ時代が間もなく来ようといふ。また、さうした問題とともにもう一つの問題は、生産調整補助金の打ち切り問題といふのが取りざたされてきておるわけでありまして。さうして見てみますといふと、今これから規模拡大をしていかなきゃならぬ、してほしいといふ皆さん、この皆さんが最も不安に感じておるの、価格がこれまでも同じようなピッチで下がつていくのではないのかどうかといふところに不安感があるものであります。さうした価格政策について、大臣がどのような政策を行おうとされようとしておるのか、そのことをまず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(山本富雄君) 今先生の御指摘のとおり、近年、農畜産物の価格は抑制的に扱われておるといふふうなことがございまして、それがひいては今の話のように農家の今後に対する展望を暗くする、あるいは特に若い人の、後継者の跡を継いでやつていこうといふ意欲を非常に減退させていくことがあつては大変だと。これはもう繰り返して申し上げておる通り、農業は永久でありますからこれを何としても支え、つないでいかなきゃならぬ。こういうことの中で、これは非常に

問題だといふ意識を私持つております。

ただ、今の先生の価格政策のお話ですけれども、価格政策と構造政策といふのは私の考えによれば裏腹でございまして、価格政策を考へる場合に、それは社会全般の趨勢といふことももちろん考えますけれども、それをある水準で維持していくといふことになれば、農業の場合にはどうしても今お話の出てるような構造政策を中心にして、規模拡大、中核農家をつくつていく、あるいは時代に応じた協業化などについても工夫をしていくといふこと以外にないんだらうと思つておるわけであります。その意味で、今回の年金もそれなりの工夫を凝らしながら、一方で農家の急速な高齢化に対応する。そして、先輩の方々には張り合いを持ってさらに働いてもらおう。しかし、一方では若手の意欲といふものが、安心感も含めて年金に対する展望といふものも持つてもらわなくてはならない。それが未加入者を加入にもつていく道でもある。そういうことなども含めて今回の改正に踏み切つたわけでございまして、いづれにいたしましても、価格政策、構造政策、裏腹でございまして、それらを織りまぜながら社会の変化に対応しつつ進めてまいることだと、このように考えております。

○谷本義君 価格政策問題については、ここで今議論しておりますといふとこの問題だけで時間がかつてしまふので、また後日に譲りたいと思ひます。

さらにもう一つ、さうした価格問題との絡みの問題になつてまいりますが、この委員会でも米の市場開放はやらないといふことをこれまで決めてきておるわけでありまして、米の市場開放はやらないといふことを前提としての農年法の今度の改正、さういふ前提でもつておるといふことですね。としますと、仮に例えばまかり間違つて今後米の市場開放でもされたといふような場合、これはえらい状況が出てまいりますから、そのときには、農年法はもう根本からもう一度見直ししな

す。そういう場合には、農年法の見直しはやるというふうな理解しておいてよろしいですか。

○国務大臣(山本富雄君) それは、先生言わずもがなでございますが、国内産で自給をしていくんだ、こういう方針に何の変更もございません。これを買いたいというふうな考えておるわけでございます。

○谷本観君 それからもう一つ、大臣大きな問題は、価格政策の問題とともに補助事業のあり方の問題があるわけです。農家負債の問題ということになってまいりますと、比較的金額が多いのは畜産だとされておりますけれども、耕種部門の方も例外ではありません。例えば米作で見ても、農家収入との絡みで見ても、米作と実は米作農業者の方が割が悪いのであります。状況はひどいのであります。なぜこうした状況が生まれてきたか。負債農家のほとんどというのはいわゆる中核農家と言われる皆さんでありまして、積極的に補助事業等を取り入れて規模拡大に励んでこられた皆さんであります。

こうした原因が、よって来るべき原因は、一つは農産物価格の問題があるのでありますけれども、もう一つの問題として補助事業のあり方の問題があるのです。例えば、構造改善事業でいいますと、畜産の場合に体育館並みの畜舎をつくらせられたとかといったような問題もありましようし、米で見ても、米と大型機械とすべてがセットであった。あるいはまた土地改良で見ても、面工事をやる場合に、十アール当たり農家が自前でやれば七万円以上上がるものが、補助事業でやったら七万円だったといったような例等々に見るように、補助事業のあり方に問題があった。つまり、現場の物差しに合わないものが多かったといったようなことであり、余計なものまで農家にしつてはセット主義でつくられてきたといったような経緯等々があるわけでありまして、そうして見るならば、補助事業のあり方を見直していくことが大事になってきているのではないかと

と思うのですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(山本富雄君) これは、補助事業が非常に我が国の農林水産業の振興に寄与してきたということは、先生お認めになるだろうと思うんです。ただ、その補助事業のあり方、仕方、使い方、こういうことで今御指摘があったわけでございます。

これは当然のことでございますけれども、事業の実施に当たっては、公共性、公益性を確保するための一定の条件のもとにこれを進めていくということだろうと思えます。また、いろんなメニューを用意いたしまして、そして地元の自主性あるいは自立性、そういうものに基づいてやっていくんだ、こういうことでできているというふうには私は承知しております。

ただ、先生多年の御経験で、余分なことまでしておる、それが負債を増加させるものにもなっているのじゃないか、こういう御指摘等がございまして、今後そういう点等があった場合には、ただ私は反面、例えば構造改善事業をやるんで、この際だから少し金をかけてもいいものをつくって、それなにか、農道にしてもあるいは側溝にしても、そういう希望もかなりあるのではないかと。しかし、これは押しつけではないわけでございます。それから、その村の将来のためにやるわけでありまして、喜んで協力をしていただけ。なおかつ、それが雪だるま式に借金のもとになっていくようなことでは、これはもう本末転倒でございますので、その点は十分今後、地元の要望にこたえた事業を行っていくということを念頭に置きながら事業を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○谷本観君 押しつけはいかぬ、農家の自主性が発揮できるようなものにしていただきたいという大臣の所見、大変頼もしく伺いました。この点についてもまた後日、いろいろ具体的問題にわたって伺いたいと存じます。

次に、担い手不足地域における経営移譲の受け皿整備のことについて伺いたいと存じます。

今度の改正法でどんな点を改正されたか、簡潔にひとつ伺いたいです。

○政府委員(片桐久雄君) 中山間地域等におきまして、経営移譲したくても経営移譲を行えないというケースもかなり見られるわけでございます。最近の経営移譲の状況を見ますと、その大部分が貸し借りというふうな、貸し借りで占められていて、というのが現状でございます。こういう点に着目いたしまして、今回新たに農業者年金基金が農地の貸し借りの業務を行うことができるように措置した次第でございます。

今回の貸し借り事業につきましては、特に区域を限定することなしに、農用地区域の外についても、例えば振興山村とか過疎地域等もその貸し借りの業務の対象地域にするということにしたいと考えております。

○谷本観君 そこで言う対象地域の中山間部等ですね。この等というのはどういうことを指しておりますか。

○政府委員(片桐久雄君) この詳細につきましては、今後政令で決めることになっておりますけれども、私どもといたしましては振興山村とか過疎地域とか、そういうようなところを考慮しておる次第でございます。

○谷本観君 その点でちょっと要望しておきたいのでありますけれども、最近不耕作地、耕されざる農地ですね。不耕作地というのは中山間部でえらく発生しておりますけれども、通常の平場でも今出始めておりますから、その範囲のとり方については少し弾力的に考えていただきたいと思うんです。

それから、もう一つ伺いたいと思えますのは、借り受け、貸し付け、これを新しくやるというお話でありますけれども、具体的にはどんな運用になるのでありましようか。

○政府委員(片桐久雄君) 農地を移譲したくても受け手がいないというケースにつきまして、私どもといたしましてはその農地をできるだけ有効に利用することがまず第一であるという観点から、農業委員会のあつせん事業などによりまして、いろいろ努力して買手なり借り手を見つけて出すということがまず第一の努力だと思っております。さらに、直ちにそういう買手とか借り手を見つけれないという場合には、農地保有合理化促進事業という事業によりまして、一たん合理化法人が買つたり借りたりして保留する、保留しながらいろいろ条件整備をして、担い手を見つけてくるというふうな努力もしてまいりたいというふうな考えております。

しかし、それでもなかなか担い手が見つからないというふうな地域もあるかと思えます。そういうような場合に、最後の手段といたしまして農業者年金基金が暫時借り入れる。それで経営移譲を完成させまして経営移譲年金を受給していただく。その農業者年金が借り入れた農地につきましては、いろいろ工夫しながら管理をし、できるだけ有効利用なり担い手を見つけてくるというところで努力をしてまいりたいというふうなことを考えている次第でございます。

○谷本観君 そうしますと、中山間部などの場合借り手が非常に限られてきておつて、少なくなつておるんです。どう考えても借り手がいないという場合にはどうなさいますか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金基金が借り入れた農地につきまして、どうしても借り手がないう。耕作放棄的な状況に置かれるというふうなケースもあり得るのではなからうかというふうに予想いたしております。そういう場合に、その農地をどういうふうな管理するのかということですが、一つの方法といたしましては、経営を移譲いたしました地主といえますか、土地の所有者に、便宜管理委託をするというふうなこともいろいろ検討しなければならぬのじゃないかと。いうふうな考えております。

○谷本観君 その場合に、土地の権利者が寝たきりになってしまったらどうなさいますか。そういう例がこれから随分出てきますよ。

○政府委員(片桐久雄君) 実は、耕作放棄とかそ

れからまた不作付地というのが、農地面積の中でかなりの面積が発生していることは事実でございます。そういうような耕作放棄地それからまた不作付地、こういうものにつきまして、今後農地の利用計画といえますか、そういう観点からいろいろ工夫していかなきゃいけないということだと思います。

その工夫の一つといたしましては、いろいろ条件整備をするということ。例えば機械が導入可能のように農道を整備するとか、そういうことをすればやはり担い手が見つかるのじゃなからうとか、そういうようなことでいろいろ工夫をする。それからまた、どうしても利用がなかなか難しいというものにつきましては植林転用をするとか、そういうような形でいろいろ有効な活用を図っていくということも工夫しなければいけぬのじゃなからうかというふうに考えております。

○谷本義君 農業労働の担い手のリタイアがピークに達するのは、あと六年後だと見られておるわけでありまして、生産条件の不利なところから、こうした状況というのはいかに出てくる可能性もあり得ることを想定しておかなきゃなりません。そういう想定に立ちますと、農年制度は申し上げるまでもなく当然加入である、そして政策年金である、受け手がないから年金受給はできませんというのでは済まされません。としますと、今度の改正による貸し借りを年金基金がやるというのは最後の最後の部分なんです。そのもう一つの段階に農用地合理化法人、これがあるわけです。なぜこれが機能しないのか、このところにもう一つの大きな問題があるだろうと思うのです。合理化法人がなぜこうした事態にうまく機能することができないのか、この点についてどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(片桐久雄君) 農地保有合理化促進事業は、昭和四十五年に開始されたわけでございまして、これまで二十二年間にわたりまして農地の売買、貸借等によりまして中核農家の経営規模の拡大、農地の集団化にかなり寄与してきたの

ではないかというふうに思っております。ただ、先生御指摘のように、一たん買ったけれども売り渡しがなかなか見つからないとか、借りたけれども貸付先が見当たらないという形で、長期にわたって貸付先が確保できないという形で、長期にわたって農地が農地を保有した場合には、土地代金等の金利負担がかさみまして合理化法人の経営を非常に苦しくするという問題があるわけでございます。そういうような問題があるだけに、そういう受け手の見つからないような農地をできるだけ抱え込みたくないというような、そういう事業態度というののもあつたかと思ひます。私も、やはりこの農地保有合理化促進事業といえますのは、構造政策の一翼として非常に重要な役割を期待されているということを考えておりました。今後事業内容とか、事業の推進体制につきましてもいろいろ改善なり活性化を図っていきたいということで、現在いろいろ検討を進めているところでございます。当面担い手が見つからないというような農地についても、合理化促進事業の対象にしていくことについていろいろ工夫してみたいというふうに考えている次第でございます。

○谷本義君 売れるものがあるいはまた貸し付け可能なものしか扱わないというのでは、これはもう現実には機能ができぬわけでありまして、今御答弁にありましたような活性化方策、これをひとつぜひ早い機会に詰めていただきたいということ強く要望させていただきます。

そこで、大臣に伺いたいのであります。こうした受け皿整備の問題とともに、やっぱり担い手をどう確保するかということが根本問題だろうと思うのです。さしたあつた大きな問題でいうならば中山間地、ここをどうしていくかというところが問題だろうと思ひます。最近私も、村歩きや町歩きをやってみましたという、かなりの地域で、川上の村が過疎化したとき川下の村は激甚災害や水不足に見舞われるという話を多く聞くようになってまいりました。中山間部の過疎化というのが川下の町にとつてどう問題を持つのか、もう事実問題を通して明らかになりつつある時代であります。そうであつてみるならば、やはり中山間農業を守っていくには、これまでの農政面のことだけじゃなしに、新年度予算でも芽が出てまいりましたが地域政策、これをしっかりとやっていくといったような施策の充実が必要だろうと思ひます。

それともにもう一つ大事なことは、例えばEに見られるような平衡交付金給付制度のような思い切つた所得政策、これを導入していきませんかという、中山間農業というものはや守ることが不可能な状況になりつつあるわけでありまして、そんな意味では、ことしの予算に芽を出した環境保全という立場から生産条件が不利なところをどう守っていくか、そういう施策を強化してもいいかもしれません、これは農年制度だつてうまく回っていかぬわけでありまして、その点について大臣の所信を承りたいのです。

○国務大臣(山本富雄君) 今御指摘のとおり、中山間地というのとはもととハンディキャップがある地域、非常に苦勞の多い農山村が中心でございます。しかも、今先生の御指摘のとおり、最近では環境保全の面からもう一遍見直されなければならぬ。今、川上の村が荒れると川下で災害が起る、こういう御指摘でございますけれども、そういう事例も私も見聞きしております。

そこで、従来もこの中山間地に対しては、農林水産省としてのいろいろな施策を総合的に継続してやつてまいりましたけれども、今のような視点からさらに重要だという観点で、例の補正予算のときの基金問題などについても配慮を煩わしたというところでございます。今先生がお触れになりましたが、平成二年度、今年、この予算が成立させたにいたれば、生産基盤と生活環境を総合的に考えた、立地条件に即した総合的な事業を推進するための予算も使えるようになる、あるいはまた、付加価値をつけるいわゆる高付加価値農業の振興など特別対策事業も進められることになり、それから今申し上げました活性化資金、これ

なども使ひまして、中山間地の振興というよりはまず守つて、そしてさらに将来に展望をつなげていくというふうな施策を実現してまいりたい、こういうふうな考えております。

○谷本義君 金を貸してやるからひとつまあまくやれということも大事でありますけれども、再度お願いしておきたいのは、Eに見られるような平衡交付金給付制度のような、あの種の抜本的な対策を考えていただきたいということをこの際強くお願い申し上げておきたいと存じます。

続きまして、農家の主婦と年金制度の問題について大臣に伺いたいと存じます。

初めに伺いたいと存じますのは、事業的に農業に従事する主婦、これを農政の上でどう位置づけていくのかということでありまして、ことしの農業白書を見ても、三ヘクタール以上の大規模農家が女性であり、三ヘクタール以上の大規模農家であつても女性の就業の方が男性を上回るといふことが述べられており、そしてまた、農作業記録にしても女性が六五％を行つておるといふようなことなどが述べられておるのであります。またさらに、社会的活動の分野では、ボランティア活動への参加、これなどは、都市の職業を持った婦人よりも農村婦人の方の参加の割合が高いといふようなこと等も述べられておるのであります。そうした問題とともに、私がさらにつけ加えたいと思ひますのは、産直運動とかあるいはまた朝市・夕市運動などをやつてみますと、農家の主婦の働きというのはすばらしいんですね。こうした町と消費者と農村とを結ぶ運動ということになってきますと、主役は男子じゃありません、婦人です。しかも、ことしの予算を見ても、村と都市とを結ぶというふうな一つの運動といひましようか、何といひましようか、そういうものをひとつ助成の対象にしていきましようといふような新味も出てきておるところであります。そうした点も積極的に私ども評価をしてまいりたいと思ひますけれども、評価をあれ、専業農家でも兼業農家でも農村婦人の場合

ないという位置づけになつてゐるわけでござい
ます。そういうことから、農業委員会に直接業務を
委託するというような法律構成はなかなか難しい
ということでございますので、農林水産省令の中
でそういう考え方を盛り込むというような現実的
な解決方策を考えた次第でございます。

○谷本議員 最後に、農年制度の簡素化問
題について若干伺いたいのでございます。

この制度は、政策年金のせいか仕組みが大変複
雑であります。現場の次元から見ても、農年とい
うと、農業委員会も最近人事異動も頻繁に行われ
るといったような状況もこれあり、なかなか大変
な状況であることをよく伺うのであります。そう
いう状況の中で、ひとつ農年業務の簡素化とい
うことができないのかどうか、これが一つで
す。それからもう一つは、これは農家の方からの
問題でありますけれども、手続がなかなかややこ
しいんです。例えば離農給付金を受けるにしまし
ても、提出書類がかなりの量のものであります。

現場の皆さんなどの意見を伺つてみますとい
うと、かなり減らすことができるのじゃないかとい
う、これもまた素人疑問かもしれせんけれど
も、そういう話等もしばしば聞くことも少なく
ないのであります。

そうした点にわたつて、ひとつ業務の簡素化に
ついて積極的に取り組んでほしいということをや
望申し上げたいのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、
この年金は政策年金であるということで、特に経
営移譲の場合の受給資格の審査とか、そういう点
で他の年金制度と比較して複雑なものとなつて
いるというところは事実でございます。また、受給権
者数の増大というようなこともありまして、農業
委員会の事務量も増大しているというような状況
でございます。

私も、今回の制度改正とあわせて、業
務受託機関であります農協とかそれからまた市町
村の農業委員会、こういう機関が行う年金の業務
に係る事務処理につきましては、この際全面的な

見直しを行ひまして、提出書類の様式の簡素化、
合理化、そういうものをできるだけ図りたいとい
うことで、現在農業者年金基金ともいろいろ相談
しながら検討を進めておるところでございます。

○谷本議員 時間が参りましたのでこれでやめま
すけれども、農業委員会で見えますというところ
におおむね仕事の約半分ないし半分以上がこの仕事
になつてしまつてゐるんですね。本来の仕事とい
ひましようか、それがおろそかにされる可能性も
なしとはいへないわけでありまして、そんな意味も
含めて、ひとつ業務の簡素化について、特段の推
進方をお願いしたいということをお願い申し上げ
て私の質問を終わらせていただきますと思いま
す。

ありがとうございます。

○一井淳治君 私は、短い時間をちよつとおかり
いたしました。岡山市内で設置されようとしてお
ります場外馬券売り場に関して、まずお尋ねをさ
せていただきますと思います。

農水省の方では、これまで建築をするなどとい
う御指導を繰り返していただいております。ござい
ますけれども、現実には場外馬券売り場の外郭だ
けは、建物の外側だけはできておるといふよう
な状況になつてゐるわけでございます。

そこでお尋ねしたいのは、このたび大臣がおか
わりになりましたので、従来の農水省のお立場を
継承されて、引き続き場外馬券売り場の建築につ
いては中止を指導する、そして地元の調整がつか
ない限りは、場外馬券売り場の設置をしないとい
うこととお進めいただけるかどうか。この点をま
ずお尋ねしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(山本富雄君) 従来の立場に変わりは
ありません。すなわち、いろいろな経緯、経過が
あつたことはもう先生の御承知のとおりでござい
ます。私もずっと調べてまた勉強させてもらいま
した。

そこで、今いろいろな状況があるようござい
ますけれども、地元との調整が行われない限り承
認を行うつもりはないというふうな、従来の考え

方に私も変わりはないということをはつきり申し
上げておきます。

○一井淳治君 この建物ができ上がりました、実
際に中央競馬会が入居して仕事をするために、実
際に内部の工事も行われている。機材が搬入され
るということ、場外馬券売り場としての全体の
姿ができ上がるというふうな思ふんですけれども、
現在誘致者の日限だけで、日限の判断だけで
ある程度の建物の建築ができると思ふんです。そ
の先の、今申し上げました内部工事とか、あるい
は話に聞いておりますと中央の計算センターと連
動したコンピュータの設置とか、いろいろな機
材の導入というものが必要だといふふうに聞いて
おりますけれども、中央競馬会と相談しないとい
ふことは絶対にやられないといふことなのかどう
か。そこを伺うお尋ねしたいわけでございます。

と申しますのは、これまで農林大臣の方から中
央競馬会に対して、重ねて御指導をいたいただき
まして、中央競馬会からは、ときには文書で厳しく建
築をやめなさいという御指導をいただいたわけで
すけれども、しかし日限は、大臣のお考えである
は中央競馬会の考えを無視してどんな建築を進
めてきたといふことがありまして、非常に心配し
たわけでございまして、現在以上に工事を進
めるためには中央競馬会がきかないと何もでき
ないわけですから、今後は絶対に工事は進
まない、機材の搬入がないという辺を確認させて
いただくわけでございます。

○政府委員(岩崎充利君) 先生御指摘のように、
場外馬券場は建物の外郭部分の建設が完了したた
けでは機能しないわけでございます。中央競馬
会の計算センターと直結させるために、中央競馬
会の管理のもとで馬券発売に必要な機器の据えつ
けや配線を始めとする内装が行われなければなら
ません。

(委員長退席、理事北修二君着席)
現状におきましては、中央競馬会がそのような内

装工事に関与することがないよう指導していると
ころでありますので、場外馬券場としての機能を
備えた施設の完成を見ることはないとこのように
考えております。

○一井淳治君 そういたしますと、将来地元の調
整が、これは仮定の問題でありますけれども、で
きれば別ですが、そういったふうな地元の調整が
できない限りは、現在建物の外郭はできてゐるけ
れどもがらんどろといひますか、内部が空洞の状
態がずっと維持されるというふうにお聞きしてい
います。

○政府委員(岩崎充利君) 地元との調整ができま
せん、結果としてはそういう形になつていくの
ではないかといふふうに考えております。

○一井淳治君 大臣もいらつしやるんですが、大
臣のお考えも同じでございます。

○国務大臣(山本富雄君) これは、先ほど申し上
げましたいろいろな経過があつたようですが、少な
くとも岡山市議会は、これに反対であるといふこ
とをはつきり議決してゐるんですね。これは地元
の明確な意思表示だと、私はそういうふうと思つ
ておりますから、この地元調整がつかない限り、
今後いかなる事態が出てまいりまして私の方
では許可をするつもりはありません。

○一井淳治君 もう一点、馬券売り場の問題に関
してお尋ねをさせていただきますけれども、中央
競馬会の方から正式に農水省に対して設置承認の
申請をするという段階で、地元の調整が済んでお
るといふ同意書を添付することが必要であるとい
うふうにも聞いております。地元の調整と申
しますか、地元の同意というものは昔あつたから
というのではだめで、やはり申請時点で、承認申
請の時点で同意があるんだといふふうになされ
る、そういう同意書が添付される必要があるとい
うふうな思ふんですけれども、そのあたりはいか
がでございますか。これは現在申請が出てい
るわけじゃございませんし、それからまた農水省
の方も同意書なるものを見られておるわけではご
ざいませんで、本件についての具体的な質問で

はございませんで、一般論、抽象論としての質問でございます。

○政府委員(岩崎充利君) 一般論といたしまして、地元の同意を得てから承認申請をするということでございます。ただその場合は、地元の同意を得た時点と承認申請をする時点との間では、当然時間的なずれがあるというふうに考えております。ただ、先生御指摘のところでございまして、どの程度のずれならば許容されるかという問題につきましましては、承認申請のあった時点で、社会的に見まして個別具体的に判断するということがなさるを得ないであろうというふうに考えております。具体的には、同意を得てから承認申請までの間の状況等を総合的に勘案して、同意の妥当性ということとを判断するということにならうかというふうに考えております。

○一井淳治君 岡山での場外馬券売り場の問題につきましましては、いろいろ好ましくない状態も起こるということがありますので、今後とも岡山の場外馬券売り場の問題につきましましてはいろいろな御配慮なり十分な御注意を要望申し上げまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、本論の方でございます。今回、保険料の問題について八百円ずつ値上げをしていくとの方向が決まるわけでございまして、保険料の額が加入者である農家にとつてどの程度負担になつていくか、その点についての農水省のお考えをお聞きしたいわけでございます。加入農家にとりましては、農業者年金の保険料を払うだけでなく、ほかに国民年金の掛金も夫婦二人分払わなければならぬというようなこともありまして、相当重い負担ではないかというふうに思うわけでございます。

仮に、農業者年金加入農家の平均農業所得である二十一万三千円を基準にいたしますと、国民年金の掛金と農業者年金保険料一万九百四十円を加えた二万七千七百四十円を割っていきますと、一三％になる。そうしますと、厚生年金の保険料が一七・一五％、これは労使折半で、経営者の方の二

分の一の負担がありますから七・一五％の負担だと、これに比較して非常に重い負担になつていくというふうに思うわけでございます。今後とも農業者年金制度の拡充をしていく上で保険料の問題がやはり検討課題になつていくと思ひますけれども、私は、やはり農家の保険料は相当重いんだ、ぎりぎりの辺まで来ているんだというふうな認識をお持ちいただく必要があるんじゃないかと思ひまして質問するわけでございまして、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正で年金財政の長期的な安定ということを図るために、加入者の保険料負担、それからまた既裁定権者の年金受給額のスライド停止、それからまた国庫の追加的な助成、三者が一体となつて年金財政の安定ということを目指しているわけでございます。加入者の保険料負担につきましまして、どの程度負担が可能なのかという検討をいろいろな観点からやつたわけでございまして、農家の農業所得それから農家所得、これと保険料の関係、それからまた厚生年金加入者の保険料負担の状況、こういうものを総合的に勘案いたしまして段階的に引き上げるということを考えた次第でございます。

先生御指摘のように、農業所得だけで現在御提案しております保険料を負担するということになりますと、確かに先生御指摘のような一三％とかという負担率になるわけでございまして、私どももいたしましては、やはり保険料、農業者年金それから国民年金両方の保険料ということでございまして、農家所得全体で負担するという考え方に立てるのではないかと、農家所得というものを分母に考えますと七％ちょっとということと、大体厚生年金保険料の本人負担分の負担率とほぼ同程度ではないかというふうに考えた次第でございます。

○一井淳治君 そういう農家所得を持つてこれらということがあるから私どもも非常に心配しているわけでございます。といいますのは、割合をいろいろ計算しますけれども、被用者年金の場合

は月給、被用者が受ける月給を基準にして七・何％というものを出すんであつて、最近、東京都内あたりのマンションを持つて、自分の月収の数倍も被用者が雇い主からもらつていて、被用者入を上げていくということがありまして、被用者年金についても企業からもらう給料以外の金額を入れたら非常に割合は減つてくると思うんです。ですから、農業者年金の場合にだけ農家所得を持つてくるというふうにされますと非常にぐあいが悪いんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それからもう一つは、受給する年金の方の計算もありましても、受給する年金についても被用者年金の場合は給料のどれくらいもらえるかという計算をしているわけで、ですから、もしあなたがおっしゃるやうに農家所得でいきなりなんだつたら、もうらう給付の方も農家所得を基準にしてもらわないと、もうらう年金は低い農家所得でいつて、払う掛金の方は高い農家所得でいかれたらたまたまというふうになるわけでございまして、いかがでございましょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 保険料の負担能力を農業所得で見るか、農家所得で見るかということはいくつか議論があると思ひますけれども、私どももいたしましては、保険料の負担能力とか負担感といひますのはその人の所得水準によるところが大い、やはり所得全体について見るのが適当なのではないかと、このように考えたわけでございまして、(理事北修二君退席、委員長着席)

それからまた通常、いわゆるサラリーマンといひますか、俸給のみが所得源であるという被用者とは異なりまして、農業者の場合には幾つかの所得源を持つていくことがかなり多いわけでございまして、私どももいたしましては農家所得で判断をするというふうな考えでございまして、それからまた厚生年金の場合には、いわゆる所得比例の方式をとつておりまして、所得の高い人は保険料も高し、かとも年金も多い、こういうような

構成になつていくわけでございまして、農業者年金の場合には相当多額の国庫補助ということもあるわけでございまして、一応平均的な農業所得といひますものをベースにいたしましてそれに一律の保険料、一律の給付水準ということでそれに對して国庫が一定の助成をする、こういう仕組みでやつていくわけでございまして。

○一井淳治君 被用者の場合にも賃金以外の収入を持つていく人がかなりおられる、それから農家の場合も農外収入が相当上がつていくという共通項があるわけで、農家の場合にだけ農外収入にウエートを置くという年金構造では、農業者年金を選んで農業を継続するよりは被用者年金の方へ、農業をやめてほかの方へ行こうというふうな考えを助長するのじゃないかというふうに思ひます。

また、この農業者年金というのは、そもそも農業を専業とする者を育成するという目標があるのではないかと、農家に思ひますけれども、今の農家収入でいきますと、農業収入の倍も三倍もある農外収入を考えながら年金の計算をしているわけであります。そうしますと農業者年金の本来の趣旨にもとるのではないかと、このように思ひます。それは理屈はともかくといたしまして、現実には農家の方にとつては農業者年金の掛金の支払いがかなり負担になつておるといふ点を決してお忘れなく、掛金の増加については今後慎重に對応していただきたいというふうに思うわけでございまして、いかがでございましょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正案を検討する段階で、財政安定を図るという観点から農家の保険料負担の限界といひますものもいろいろ検討させていただいた次第でございます。私どもは当初五年間で五千万、一年間千円の引き上げということもいろいろ検討したわけでございまして、先ほど申しましたやうに農家の負担の限界ということから考えまして、一年間八百円、五年間で四千万、こういう引き上げにとどめまして御提案を申し上げた次第でございます。その結果、いろいろ財政の安定のためには国庫助成の方をやはりふ

やしていくという形にならざるを得なかったというのが実態だというふうに思っております。

○一井淳治君 次に、若年者に対してかなり特別優遇がされておるわけですが、なかなか年金に加入してもらえないという実情があるわけでございます。先日の参考人のお話を聞いておりますと、田代参考人からは、年金に加入するのが進まない理由の一つは、年金への信頼がないんだと、第二点は農業の未来がないんだと、この二つを言われましたけれども、加入が進まない理由で、若年者を優遇しても加入が進まない理由、これについてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金の未加入者は、六十三年度末で約十六万人いるわけでございまして、特に年齢分布を見ますと三十五歳未満の方々が五五％という状況でございます。これらの未加入者の加入しない理由を見ますと、加入するにはまだ早いとか、将来も農業に従事するかどうか未定であるという者もかなりおりますが、さらに農業に対して将来の魅力がないといえますか、そういう観点、それからまた保険料が高いとか、農業者年金制度の先行きが不安であるというようなものを挙げる者も多いわけでございます。

私どももいたしましては、本年金への加入を進めるために、十分な所得の得られる魅力ある産業としての農業を確立するというのがまず基本であるというふうに思いますが、そういう観点でいろいろな各般の施策を講じていくということが重要であると思えます。また本年金法の改正でも、財政基盤の長期安定のための抜本的な措置といえますか、長期安定の見通しといえますか、そういうものも何とかがつけられたのではなからうかというふうにも思っています。農業者年金制度への先行き不安というものを解消したいというふうにも考えているわけでございます。

それからまた、具体的な手法をいたしまして、被用者年金期間の空期間通算措置を今回創設したというように、それからまた特定保険料、い

わゆる三割引の保険料の適用要件を緩和いたしまして三十五歳未満の農業後継者、農業経営主、そういう方々にすべて適用するというような措置をやったこと、それからまた任意加入規模の経営主の後継者も加入し得るという加入資格を新たに設けたというふうなことで、いろいろ対策を講じた次第でございます。こういうようなことをこれからいろいろ宣伝いたしまして、戸別訪問による勧誘とか、積極的な未加入者の加入を促進するための努力というものを農業者年金基金とか、それからまた農業委員会、その他の農業団体ともども努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○一井淳治君 今お話もございましたけれども、この年金財政が確立するというのが非常に大切でありまして、そのために今回いろいろと御努力がなされておるわけでございますけれども、この年金財政の確保については引き続き御努力いただけるんでしょうね。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正案の御提案の中で、保険料の段階的引き上げそれからまた既受給権者についてのスライドの一定期間の停止ということと相まって、二分の一の定率助成に加えて国庫の追加助成というものをルール化したわけでございます。私どもは、こういう措置によりまして年金財政は何とか長期的に安定するというふうに考えている次第でございます。

○一井淳治君 何といいたしても小手先の問題よりは、将来加入する農民の方々が農業の将来に希望が持てる、自分も農業に打ち込んで一生懸命やっていこうというそれがないと、農業者年金への加入も進まないのではないかとこのように思いますが、この基本の点についてどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(山本富雄君) 当委員会でもしばしば申し上げてまいりましたけれども、国民に大切な食糧を安定的に供給していく、こういうことのほかに、国土を保全していくあるいは形成してい

く、地域を守っていく、こういう基本的な役割を農業が担っているということを考えますと、これなくして日本の発展はない、それが農は国のもとだ、こういうふうには私は位置づけしておるわけでございます。

今先生、評論家の先生、参考人ですか、からのお話があったということですが、よく私どもも目にかかりますと評論家の皆さん、日本農業の将来はあまただおっしゃいますけれども、本当に農業の将来を思うんら暗いことだけおっしゃっちゃうんだというのをこの間も私指摘したばかりなんです。難しい面もあります。厳しい面もありますけれども、しかし農は国のもとなんです。ですからこれはやっていく以外にないわけなんです。そこをお互いに学者の先生も評論家の先生も、大所高所から日本農業の生き行く道を指示していただきたい、こういうふうには私は注文をつけているわけでございます。

ですから、いろんな指針等を中心しながら、パイオテクノロジーを考えるとあるいはその他さまざまな手法を総合的に使って、そして農業の将来はかくあるべしということ、しかも一歩一歩、日一日積み上げていく以外にないんだと、一挙に農業問題が解決するなどということはあり得ないわけでございますから、総合的に、着実にさまざまな施策を講じていくということによって農民の皆さん方に自信を持ってもらいたい、特に後継者の皆さんに将来に対する展望を持っていただきたい、年金改正もその一助である、こういうふうに私は考えております。

○一井淳治君 農業の将来に關しましては、やはり米の輸入自由化の問題、これが非常に大切であるというふうに思っています。これはやがて古い話ですが、一粒の米も輸入しないということは国際的には通用しないんだというふうな大臣の発言などありまして、私どもも非常に心を痛めたわけでございますけれども、米の輸入自由化についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(山本富雄君) この問題は、終始一貫

歴代の農林水産大臣、それから私もそうでございますけれども、米及び水田稲作の格別の重要性にかんがみ、国会における決議等の趣旨を体しまして今後とも国内産で自給するという方針に何の変更もない。また、さまざま言われております、けさなども話が出ましたが、例のメキシコにおけるウルグアイ・ラウンドの非公式閣僚会議で、中山外務大臣がこういう発言をした云々というふうなことも新聞等に出ておりましたけれども、私、外務大臣にも確かめております。何の変更もありません。また、ウルグアイ・ラウンドに對しましては、日本が、かねて提案をしております方向に沿って今後とも努力をしていくということに変わりはなく、このことを申し上げておきたいと思っております。

○一井淳治君 ウルグアイ・ラウンドのお話も出ましたけれども、ガットの自由貿易万能という考え方自体、これもやがて古いのではないかとこのように思っています。日本の立場というものをガットの場でも、世界に対してはつきりと主張していただきたいということをお願いして、もう一つ、農産物の自給率向上についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

大臣は、たしかことしの三月七日の参議院の本会議におきまして、井上議員の質問に對して、食糧自給率低下傾向に歯止めをかけるという御答弁をいただきました。また、三月二十九日のこの委員会では、「国内での基本的な食料供給力の確保を図りつつ」という言葉をお使いいただきました。ここで食糧自給率というものは出なかったわけでございますけれども、やや食糧自給率向上について、我々もすればもっと頑張っていたいただきたい、もっと積極的な進め方をいただきたいというふうな気持ちが強くなるようなわけでございますけれども、自給率向上の御努力を賜れるかどうか、そのあたりについてお尋ねしたいというふうに思っています。

○国務大臣(山本富雄君) 食糧自給率の低下傾向に歯止めをかける、あるいはまたこれを向上させ

ていくということは、これはもう何にも増して大事なことだという認識を持っております。

ただ、私も供給熱量で五割ということを一つの当面の目標にしてさまざまな努力を進めてまいっておりますけれども、いろいろ言われております、六〇％ではどうだというふうな御提案等もあることも承知しておりますが、なかなか一％上げることにしても勉強してみればみるほど難しい。しかし、難しくてもこの食糧自給率の向上ということは、日本の国を守っていくためにまさに食糧安全保障の建前から大事だということに考えておりまして、必死の努力を重ねてまいりたいと思っております。米にかかわらず、あるいは小麦とか大豆とかあるいはまた野菜、果実、こういうものにつままして工夫を凝らしていかなければならない。しかし、消費者のニーズというものもございまして、これを考えずにいたずらに生産をするというわけにもまいりません。そういう条件等も判断しながら国内生産の維持拡大を図っていく、こういうふうな考えております。

○一井淳治君 自給率を高めるということがいかに困難であるかということは、もちろん私も十分に理解しております。しかし、日本の農業の振興のためには自給率を向上しなくちゃいけない。農業の振興が成れば当然自給率も向上していくわけでありまして、外国に遠慮をして日本の農業の振興は放棄するというのでは困りますので、やはり外国に遠慮しないで日本の農業を振興する、そうすれば当然自給率の向上というふうなことになるんじゃないかというふうに思っています。本院のこの委員会でも、たしか去年の十一月十七日に自給率の向上の決議をしておるところでございますので、どうか積極的に自給率向上の御努力をいただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

この農業者年金は構造政策、その構造政策にも細分化防止とか早期引き継ぎとかいろいろありますけれども、割合進行していかないのが、進んでいないのが規模拡大ではなからうかというふうに思

います。この規模拡大が進まない理由はいくつあり、またこれが複雑に絡み合っているというふうに思いますが、農地が家産として、しかも相当財産的な価値があるために、農地が高くて規模拡大をしようにも、農地を買ったのでは採算が合わないという経済的な側面、あるいは農地を購入あるいは借用して規模拡大しても三〇％の転作確保がついて回るといふ問題、そういった点が非常に大きな問題になっているのではないかと、いうふうに思いますが、この規模拡大が進まない理由、これについては農水省とすればどのように把握しておられるのでしょうか。

○政府委員片桐久雄君 先生御指摘のように、この規模拡大が進まない理由の中には、農家にとつては農地というものが、先祖代々の資産という性格が非常に強いということで、自分の代に農地を手放したくないというふうな気持ち、執着心といいますか、それが非常に強いということだと思えます。さらに、農地を貸したら戻ってこないというような意識もまだまだ強く持つております。特に規模拡大がおくれているというふうな言われております稲作部門におきましては、機械化の進展などによりまして、第二種兼業農家とか高齢農家でも容易に生産が行えるようになったということもありまして、なかなか規模拡大が進まない。一方、土地の面積の制約のない施設園芸部門とか畜産部門とか、そういう部門では経営規模の拡大が非常に進んでいるというのが実態だと思えます。

そういうような実態を踏まえまして、私どももいたしましては、やはり売り買いで規模拡大をするということとはなかなか難しいということ、安心して貸し借りができるような、そういう環境をつくっていききたいということで、現在農用地利用増進事業というのを推進いたしておりますけれども、こういう農用地利用増進事業を通じて規模拡大を図っていききたいというふうに考えております。

最近の実態を見ますと、農地の売買による移動

というのは減少いたしておりますけれども、貸し借りによる農地移動というのは非常に増大をいたしております。六十三年に六万一千ヘクタールというような面積になっておりますが、今後とも貸し借りによる流動化というのは進んでいくのじゃないかというふうに考えております。しかも、この貸し借りによる流動化した農地が、経営規模の大きい層へ集積されていくという傾向も次第に顕著になっております。また、自主的な規模拡大というところで、農作業の受委託のようなものもかなり進んでおりまして、田植えとか稲刈り、脱穀、こういう基幹的な作業を中心に作業受委託というものも進んでいるわけでございます。私どももいたしましては、こういう農地の貸し借りとか農作業の受委託とか、できるだけ農家が受け入れやすいような、そういう手法でもって中核的な担い手への農地の利用集積というものを図っていききたいというふうに考えております。

○一井淳治君 今お話がありましたように、農地の所有と利用をもつと分離していくということ、規模拡大を進めていた方がいいというふうなふうに思っております。土地を買っていったら採算が合いませんが、しかし今お話がありましたように、土地をたんん貸すととられてしまふ、あるいは公共収用等で買取になると五〇％ぐらい借地人が地上権で持つていくというふうなことがありまして、心配して土地を手放せないということがかなりありましたけれども、最近では、何と云いますか、事態が変わりまして引き受け手がなく起こりふうなことが、中山間地域ではかなり多く起こりつつあるわけでありまして、そういった中で、農地を耕してくれる人を見つけるために、もう少し所有と利用との分離ということを進めていただきまして、利用権を保護する、利用権の設定や譲渡をもう少し自由簡便化するという方策をおとりいただくことが必要ではないかと思っております。その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員片桐久雄君 先生御指摘のように、利用と所有を分離していくという方向がやはりこ

れからの方向だというふうに考えております。先ほど農用地利用増進事業というのを申し上げましたけれども、この中で利用権設定を進めているわけでございます。この農用地利用増進事業による利用権設定をできるだけ円滑にするために、いろいろ農地法上の特例というものを設けているわけでございます。この農用地利用増進事業による利用権設定については、農業委員会の許可を不要とするというような手続を簡素化している、またこの事業によって貸し付けられる農地については小作地所有制限の対象にしないとか、それからまた期間満了時に自動的に賃貸関係が終了するというところで、一たん貸したら返ってこないというふうなことのないように、安心して貸せるというふうな、そういういろいろな農地法上の特例を設けているわけでございます。

それからまた、利用権の存続期間ということ、一方ではやはり耕作者の地位の安定といいますが、そういう観点からできるだけ安定した利用権ということが重要であるわけでございますけれども、経営の安定を図るという観点から利用権設定の期間をできるだけ長くするという、いろいろな奨励措置を講じているわけでございます。実態を申し上げますと、平成元年十二月末現在で、期間六年以上の利用権設定が全体の七八％ということ、かなり長期の利用権設定がふえている。また十年以上のものというところで見ますと、全体の四三％を占めているというふうなことでございまして、耕作者の地位の安定という観点から見てもかなり成果を上げているのじゃないかというふうなふうに思っております。

それからまた、期間が満了した場合の再設定率ということも非常に重要でございます。六十三年の実績を見ますと、その再設定率は約七割というところ、かなり高い率になっているという実情でございます。

○一井淳治君 それからもう一つは、転作がついて回る。よい転作物があればいいんですけども、これは大変なことでございます。それが規

模範大が進まない重要な理由になっているというふうに思っています。

模範大にしてはいる人に対して特別の割合の転作を認めていいか、みんな一律にしないか、いやいやというふうには言われておるんですけれども、やはりこの辺を何か工夫しないか、いろんな工夫の仕方があるかもしれない、例えば地域ごとに少し考えていくとか、平均三〇%の一律平等に割り当てるといふところの基本を少し考えて、乗り越えていかないと模範大が行われないうふうなふうな思われるけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 米の生産調整の必要性という観点から、約三〇%の転作ということが全国的に行われているわけでございまして、このことが、稲作経営の規模拡大を阻害しているのではないかと、これが言われていることは承知しているわけでございまして。ただ一方では、この転作の実施を契機にいたしまして転作の団地化というふうなことで、それからまた、転作に係る基幹作業を中核的な担い手に受託するというふうなそういうやり方、そういうようなことをいろいろやりまして、転作を規模拡大に結びつけていくというふうな事例もいろいろ見られるわけでございまして。私もいろいろ見ましては、この転作についてのいろんな生産性向上、それから集約的な転作というふうな施策をいろいろ工夫しながら、規模拡大というものを進めるだけ進めていきたいというふうなことを考えております。

○一井淳治君 もう少し何か抜本的な方法はないんでしようか。例えば、平等に割り当てというのをやめて、規模拡大をする人には転作割合を少し緩めるとか、そういったことはできないんでしようか。

○政府委員(片桐久雄君) 転作の割り当てといいますが、につきましては、ある程度地域性とかそういうものを勘案しながら、ある程度の傾斜配分といいますが、それがなされていると思っておりますけれども、しかしこれをドラステックに行うという

ことはいろいろその調整が難しいという実態だと思っております。

私もいろいろ見ましては、やはり先ほど申しましたように、いろいろ集約的な転作をやるとかそういう形で、うまくいかなければ規模拡大を進めるような、そういう対策を今後いろいろ強化していきたいというふうに思っております。

○一井淳治君 それから中山間地域の問題でございまして、この地域では引き受け手がだんだん見当たらなくなるといふことが現に起こりつつあるわけでございまして。農業者年金の取り扱いにおいても、今後の問題でございまして、中山間地域に居住しておられるという理由だけで特別の優遇策を考へてあげてもいいのじゃないかというふうな思っております。これは検討課題になると思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 中山間地域の中には、若者の流出等によりまして農業の担い手が減少する、それからまた、場合によっては地域社会の機能が低下するといふような地域もあるわけでございまして。

先ほど大臣からも説明がありましたけれども、そういう中山間地域に對しましては、平成二年度から新しい事業を実施したいというところでいろいろ工夫をされているというところでございまして。私もいろいろ見ましては、こういういろいろな生活基盤、生産基盤の整備とかそれから高付加価値農業の振興とか、それからまた都市、農村の交流とか、そういうようなことを通じて中山間地域の活性化というものを図りたいというふうなことを考えておりまして、農業者年金制度において、中山間地域で何か特別の措置をするということは現在のところ考えておられないわけでございまして。

ただ、先ほど来説明しておりますように、農地を移譲したいというときにその受け手が全然見つからない、どうしようもないというような場合に備えて、農業者年金基金がそういう農地を借り入れて、経営移譲という行為を完結させて年金の支給が受けられるようにするというような道を開いて

たところでございまして。

○一井淳治君 若い人は皆さん都会へ出たがって、おりました、中山間地域に住んでいただけたら、あるいは中山間地域に住んでそこで農業をしてくださるというふうなことにすればお金を払っていいのじゃないか、感謝しなくちゃならないんじゃないかというふうな感じもするわけでございまして。ですから、そういったことで今後とも中山間地域対策とすれば、農業の活性化という観点ではなくて、そこにとかく居住する者を応援する、居住しているだけでお金を払っていいのじゃないかというふうな思いますが、そういったふうな御検討をお願いしたいと要望を申し上げたいと存じます。

次に、農業者年金と障害者対策の関係でございまして、これは言うまでもなく、これまで構造対策が大切だといふので障害者に対する配慮というものは余り行われていないわけでございまして。しかし、農作業といふもの、林業にいたるものは牧畜にしてもある程度危険を伴うものでありまして、保険料を二十年あるいは十五年掛けておればいいわけですが、二十年なりあるいは十五年掛けの前に事故を起こして障害者になつてしまふというところ、これは起こるわけでございまして。そういった場合には、障害者になる確率といふものは非常に低いわけですから、やはり救つてあげるような道を将来は開いていただけたらいいのじゃないかというふうに思っています。そのあたり御検討願いたいんですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金制度では、受給権者が一定の障害の状態にあるときは、特例的に六十歳前までの経営移譲年金の支給を認めているわけでございまして。

具体的に申しますと、加入者が二十年間保険料を納める前に障害者となつたという場合の取り扱いといたしましては、農業者年金制度においては、障害の状態となつた者であつても農業経営を廃止しない限りは加入者であり続けることができ

るといふことで、必要な受給資格期間を満たすまで保険料を納めることができるというふうなことになるっております。

また、その者の保険料納付済みの期間が十五年以上であるというふうな一定の要件を満たす場合には、その時点において経営移譲を行つて、それからまた農業者年金の加入資格を喪失した後に、任意継続制度というものを活用いたしまして再度農業者年金の加入者となり、必要な受給資格期間を満たすまで保険料を納めて、経営移譲年金を受給できるという道も開いているわけでござい

○一井淳治君 おっしゃつたそういう諸制度については、これはありがたいと思っておりますけれども、二十年も掛けないで、例えば五年ぐらゐりしか保険料を掛けていなかった、しかし牛に圧迫されて壁に当たつたといふふうな場合に、引き続いて保険料を払いなさいとかあるいは奥さんがかわつて営業を続けなさいといふのは、やはりかわいそうでありまして、非常に確率的には低いわけですから、農業、林業、酪農業、そういった業務の過程で事故を起こしたという場合に限定してもいいかと思ひますけれども、障害者となつた場合の、他の年金でいけば障害年金になるんでしうけれども、これについては余り財政負担もふえないと思ひますので、念頭に置いていただきたいというふうな要望いたしたいと思ひます。

それから、ついでもございしますが、農水省それから農協あるいは農水省の主要な外郭団体、ここの身体障害者の法定雇用率は達成されておるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡田俊彦君) 農林水産省におきましては、農林水産省の雇用率につきましては、元年度六月現在で、農林水産省内局が二・〇四%、食糧庁二%、林野庁二・六五%、水産庁二・〇二%となつております。また、農林水産省所管特殊法人につきましては、同じく元年度六月現在で平均的な雇用

率は一・九八%となっております。

いずれも障害者の雇用促進等に関する法律に基づきまして、就業が困難であると認められております植物防疫官でありますとか、家畜防疫官等々の職種を除きまして、障害の種類や程度に応じまして一般行政事務等に就業してもらっております。

○一井淳治君 農水省は役所でございますので、法定雇用率以上に多くの障害者の方を雇用していただくように、またその他の団体におかれましては、雇用率を達成されるように御指導いただきたいというふうに要望いたします。

それから、保険料の未払いの実情と未払いの原因、強制徴収をしているかどうか、そのあたりについて質問いたします。

○政府委員(片桐久雄君) 保険料の未払いの状況でございますけれども、保険料は期限内に未払いの場合に、未払い保険料を二年以内に納付されない場合には、時効によりまして保険料を納付できなくなるといいますか、徴収できなくなるといいますこととでございます。この時効完成率といえますか、昭和六十一年分の保険料について見ますと、時効が完成して徴収できなかった保険料の割合というのが二・七%というふうになっております。保険料の未払いが若干といえどもあるわけでは、農業者年金制度の将来に対する不安感がある。それからさらには、一たん加入したものの、将来とも農業に従事する確信がないというようなことが考えられるわけでございます。

今後の収納対策といたしましては、今回の改正で長期的な年金財政の安定ということを加入者に周知徹底するというようなこと、それからまた収納率が低い農協などを対象にいたしまして、基金とか県団体が重点的に指導を行いたい。それからまた、基金が作成して農協へ提供する被保険者記録リスト、こういうものを活用して納付督促を実施するというようなことで、収納率を一層高めるように努力していきたいというふうに考えております。

ます。それからまた、平成三年の一月から農協系のオンラインシステムというのがほぼ完成するというところで、これを活用した保険料の自動口座引き落としというを導入すること、保険料の収納率を引き上げていきたいというふうに考えております。

先生お尋ねの未納保険料についての強制徴収という点でございます。もちろん法律上強制徴収できることとなっておりますけれども、現実これに発動したことはございません。その理由といたしましては収納率の水準が比較的高い水準である。先ほど申しましたように二・七%が未収、逆に言いますと九七・三%が収納率であるというような点でございます。それからまた、強制徴収の措置によりまして農家との摩擦を生ずるよりは、やはり受託収納機関であります農協と組合員の密接な関係に着目して、納付督促の方が効果的であるというふうに考えているわけでございます。

○一井淳治君 強制徴収は避けるべきであるというのがこれは常識でありまして、極力その指導といえますか、任意に払っていただくというのがいいことは当然だと思っておりますけれども、中には何百万、何千万も農協に預金を持っておりながら何とかかんとか言って払わない人もおりまして、これは非常に士気に影響するわけです。徴税令書一本でこういうのは徴収できるわけですから、絶対に強制徴収はないんだというふうになつてしまつて、そういう人たちが、何といひますか、非常に言葉は悪いんですけどもはびこつてまいりますので、時々強制徴収をやれば、うちもやられやしないかというところで収納率が非常に上がるのじゃないかというふうに思ひますので、強制徴収をやらないうんという方針は立てられないように要望したいと思ひます。

それからあと、女性、農家の嫁の問題でございますけれども、この問題についてはこれまで何度この委員会でも附帯決議がなされておりますし、また財政上の負担だけが問題でありまして、農家の配偶者の地位を守る必要があるということ

はだれも認めているところであるというふうに思ひます。そういったことで、加入者が死亡した場合の配偶者の加入について特別に配慮をいただくとか、あるいは夫婦で農業に従事している世帯で高額の農業収入のある場合には、一世帯で二人加入の道を開いていただくとか、あるいは夫が被用者保険に加入している場合には、農作業をしている妻に農業者年金の加入の道を容易にさせていただくとか等々の、農家の女性の地位の向上、農家の奥様が一生懸命農作業に従事できるようにしていただくよう、今後積極的な検討をいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

午後二時十四分休憩

午後三時四十六分開会

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○村沢牧君 最初に厚生省に一点伺つておきます。

農業者年金基金法は今回の改正によって、経営移譲年金について、選択制ではあるけれども六十歳支給を六十五歳まで延長しようとしております。厚生年金及びこれに準ずる他の共済年金については、厚生省は、これらの年金の支給開始年齢を六十五歳に引き上げようとする考え方を保持しているわけでありまして、農業者年金の支給開始時期を六十五歳まで延長することによって、他の共済年金制度の支給開始年齢の引き上げに連動してはならない、農業者年金は、農業構造の変化によってこのような措置を講ずる特別な事情があるので六十五歳支給とするのであるというふうに思ひますけれども、このことが他の共済年金の支給開始

年齢引き上げの引き金になつてはならない。この点について厚生省に確認をしたい。

○説明員(阿部正俊君) 農業者年金についての、今回の制度改正の中での給付体系の変更といひますのは、あくまでも構造改善という特別の政策目的を持った農業者年金についての対応策でございます。特に農村の高齢化等に対応しながら政策目的を実現していくために必要な改正だということに認識しておるわけでございます。

一方、厚生年金その他の被用者年金といひますのは、こうした特別の政策目的を持った年金とは違ひまして、いわば一般的な老後保障というものを目的とするものでございまして、そうした厚生年金なら厚生年金の支給開始年齢がどうあるべきかというところは、農業者年金とは全く視点の違つた観点から検討されるべきものだと思いますので、結論的に申しますと、支給開始年齢のあり方につきましては、農業者年金とは全く別に、厚生年金は厚生年金として検討していくべき性格のものであるというふうに理解しております。

○村沢牧君 今まで同僚委員から、いろいろな点について質問があつたところでありますが、私はこの中で残された問題について絞つて質問いたしますので、簡潔にひとつ御答弁を願ひたいというふうに思ひます。

今回の法改正は、農業者年金制度の財政危機に対応しようとする意欲を示すものとして評価はできるものでありますが、幾つかの課題を残しております。その主要なものは、先ほど同僚議員から指摘がありましたように、遺族年金と女性の年金権問題であります。先日、当委員会の参考人調査におきまして、全国農業者会連合、年金受給者連盟を代表する参考人及び大学教授は、遺族年金の実現に向けて検討すべきだ、今回の改正で配偶者に配慮がされていないことは遺憾である、女性に年金加入が閉ざされていることは農家の実態にそぐわないというような意見を陳述されております。本委員会は、遺族年金の創設について昭和四十九年以来八回も決議を行つているのであります。

す。農家の経営は家族ぐるみであつて、中でも婦人に頼っており、最近は特に婦人の役割が大きくなつております。このような現状の中で、婦人の老後保障はどうしても必要であり、遺族年金は婦人の老後保障と裏腹の關係にあるわけであります。農業経営において婦人の果たしている役割、農村婦人の老後保障、それと裏腹である遺族年金の必要性について、先ほど大臣からの答弁がありますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○国務大臣（山本富雄君） お答えいたします。

先ほど来、各先生に申し上げてゐるとおりでございまして、また今先生から御指摘のとおり、農村における御婦人の役割というのは非常に大きい。また、この農家婦人の老後保障という問題については極めて大事な課題である、こういう認識を持つております。ですから、今回の改正に当たりまして、この年金加入者が加入中に死亡したというふうな場合のこと等を考えながら、特例措置置の道も開いたというふうなことでもおわかりいただけるというふうに考えております。

また、遺族年金の問題につきましては、財源上いろいろな工夫をしておりますが、大変難しい問題だ、こういう認識を持っております。

○村沢牧君　農業者年金制度の魅力を増進させ、年金加入者の加入を促進するためにも、遺族年金を導入すること、農業に専従をする主婦も年金に加入することができるようにすることが必要ではないか。簡潔に御答弁願います。

○政府委員(片桐久雄君) 農村婦人の老後保障という問題、極めて重要であるということは先ほど大臣からも申し述べられたとおりでございます。その老後保障をできるだけ充実するために遺族年金を導入するという考え方があるわけでございます。私どももいろいろ検討したわけでございますが、この財源問題をどうするか、財源を確保するために国庫助成を増大させるのか、保険料の引き上げを行うのか、こういう非常に難しい問題をいろいろ検討いたしましたわけでございますけれども、なかなか現段階ではっきりした解決策が私どもと

しては見出せないような状況でございます。

○村沢牧君 農業者年金は政策年金と老齡年金の二面を持つてゐる、しかし、これを分斷することはいささか問題である、そこで農家の主婦、特に後継者の嫁も含めた主婦の問題は、遺族年金制度の創設という方向で、農業者年金の方からアプローチして問題を解決したいというのが私どもの研究の方向である。これは昭和五十一年第七十七国会、安倍農林大臣のときに岡安構造改善局長の本委員会における答弁であります。現在でもこうした考え方に変わりはありませんか。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘の答弁、昭和五十一年に岡安局長からなされたわけでございしますが、この答弁は、政策年金としての農業者年金の性格上、一般の老後保障年金よりも遺族年金の方が政策的位置づけを行える可能性が高い点を述べたものであるというふうに考えております。その後、年金の財政的に困難な状況によりまし

て、このような考え方につきまして、必ずしも前向きの検討が十分行われずに今日に至っているののではないかとふうに考えております。しかし私ども、農家婦人の老後保障という観点から、こういう遺族年金という手法というのは、最も有力な手法の一つであるというふうに考えておりまして、現在もその考え方は変わっておらない次第でございます。

○村沢牧君 大臣、昭和五十一年にこのような方向を出しているんです。しかしその後、私の知る限りにおいてはほとんど真剣に検討されておらなないう。これが農水省の実態なんですね。附帯決議もこれだけやっている、だけれども検討していない。これではいけないというふうに思うんです。

そこで農林水産省は、従来遺族年金について制度的になじまない、こういうふうに主張してきましたが、農家の婦人の果たしている役割、老後保障の必要性、構造政策の改善などから制度的になじまない、いつまでもこんなことを言っているべきではないというふうに思います、どうですか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の年金法の改正に当たりまして、この遺族年金の問題につきましてはいろいろ検討を行った次第でございます。その検討の過程での問題点といたしまして、先生御指摘のように、この農業者年金といえますのは農地の移譲に付随して特別の年金を支給する、こういう本制度の性格論からの問題ということもいろいろ議論がありました。それからもう一つは、こゝの遺族年金の財源負担をどうするかという、問題点としてはこの二つが大きかった……

○村沢牧君　ちよつと待ってください。

局長 私の質問聞いていない。私はそのことを聞いているんじゃないんだ。次のことを聞いておるんですよ。私は時間がなから質問の順序をずらしていますからね、よく質問を聞いて答弁してください。なじまないところを聞いている。

○政府委員(片桐久雄君) どうも失礼いたしました。

確かに従来、遺族年金は政策年金としての性格になじまないという議論もあつたわけでございませうけれども、私もといたしましては、このなじまないという議論を乗り越えていろいろ検討したたかということでも検討もやつてゐるわけでございませう。今回一歩前進ということで、加入者が死亡した場合の配偶者の加入の特例ということも改正の案に盛り込んでゐるわけでございます。

さらにまた、婦人の別途加入の問題というようなこともいろいろ検討いたしましたが、これは国民年金基金の新しい制度という関連もありまして、いろいろ議論があった次第でございます。

○村沢牧君　大臣、今局長答弁がありましたけれども、従来は、遺族年金はこの制度になじまないんだと、そういう答弁で一貫しておりますね。ですから今回ののは、今答弁にありましたように、従来の答弁より私は一歩前進したと思うんですが、大臣どうでしょうか、そのように確認していいですか。

○国務大臣(山本富雄君) 社会構造もそうでございますし、また農村の実態も時代とともに変化を

していく。その中で農村の生きる道を探りながら、年金法の改正も八回にわたり今先生の御指摘のとおり行ってきたということでございますから、私どもの考え方は、新しい時代に即してこの年金法の改正を今回提案したということで御理解を賜りたいと思います。

○村沢牧君　農業者年金の遺族年金については帰するところは財源問題、そして他の年金との横並びも考えなければならぬと私も承知をしております。しかし大臣、前向きな施策を講じ、新たな制度をつくろうとするからには新たな財源が必要だということは当然のことだ。遺族年金の必要性を認め、その実現を図るためには財源についても政府が積極的に対応することも当然のことだ。しかし、農業者年金の場合、保険料負担でもって遺族年金財源を賄うということは、掛金の現状として今回の改正案による上昇率を考えればとても無理であります。

そこで、経営移讓年金の受給者が死亡した場合、その奥さんの生存中遺族年金を支給することが基本ではありますけれども、そのためには相当な財源が必要であるとするならば、当面、一定期間支給をするというような対策を講じて、遺族年金制度の頭を出すことも必要だと思いますが、どうですか。

○政府委員(片桐久雄君) 確かに、遺族年金を配
偶者が死亡するまで支給するということになりま
すと、相当の財源が必要であるというようなこと
でございます。先生御指摘のような、一定期間に
限つて遺族年金をスタートさせるというようなこ
とも一つのスタートの姿として考えられると思ひ
ます。私どもといたしましては、そういう御提案
も参考として今後検討させていただきたいといふ
ふうに思つております。

○村沢牧君 今回の改正で、経営移譲年金の国庫補助について一定の増額があったことは認めますけれども、しかし他国と比べてみてどうか。ドイツやフランスでは経営移譲年金は全部無拠出、拠出をしない、全額国庫負担であります。農業者年

金も発足して二十年も経過したのでありますから、国庫負担についても、もつと我が国においても前向きな方向を出すべきだ、どうですか。

○政府委員(片桐久雄君) 西ドイツとかフランスとか、そういうところの農業者年金制度におきましては、離農年金が全額国庫負担であるということとはそのとおりでございます。ただ、老齢年金のようなものは拠出制ということになっているわけでございます。私どものこの年金法の改正におきまして、定率の二分の一の補助に加えて追加的な国庫助成をするというようなことで、かなり踏み切ったというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 今回は若干前進をしたけれども、まだまだ先進国と比べてみると大変におくれておるということをお指摘しておきましょう。

そこで、他の年金との横並び、だから遺族年金もなかなか農業者年金には創設することができない、こういうことを言われるわけでありましたが、他の年金には遺族年金制度があるんです。ただし、遺族年金の財源については、直接に国庫補助金が支出されておらない、こういうことも承知しております。農業者年金は、加入者は地権者であるけれども、農業経営の性格上夫婦が一体となつて働いている、掛金は夫婦が共同して負担したものであります。したがって、他の年金制度とは異なるんです。遺族年金に必要な財源は経営移譲年金の国庫補助の一環として考えてもいいものだと、このように考えますが、どうですか。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘のように、農業経営は夫婦一体で行われておるとの観点からすれば、経営移譲も夫婦一体で移譲する。そういう関連でいきますと、移譲年金も夫婦を一体として支給するという考え方が成り立ち得ると思ひます。そういう考え方を延長していけば、夫が死亡した場合の妻に支給される遺族年金も、経営移譲年金の一部分であるというような考え方も成り立ち得ると思ひます。しかしまた一方では、この農業者年金は、農地の経営移譲、農地の権利移転

に付随する年金であるというような考え方もあるわけでございます。私どももいたしましては、そういういろいろな考え方を踏まえて今後いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 先ほど指摘したように、今までも附帯決議をしたけれども、なかなか前向きには検討しておらぬ。今までの局長の答弁を聞いておると、私が指摘したようなことだつてやつぱり考えなければいけない、できるではないか、そのように受けとめるわけでありますが、今回の改正に当たつてそのようなことも考慮したんですか。今度の改正に当たつて、今局長が答弁したようなことについても検討を加えたんですか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正に当たりましていろいろ検討したわけでございますけれども、結局今回の改正では、年金財政の基盤を長期的に安定するという課題がまず最優先であるということであつたわけでございます。先ほど申しましたように、保険料の引き上げというの、ぎりぎりの段階、ぎりぎりの限界まで農家にお願ひするということをやつたわけでございますけれども、そういうことをやつた上で、国庫の追加的な補助ということも相当に思ひ切つて踏み込んだということだと思ひます。

ただ、さらに遺族年金についての財源についても工夫すべきでなかつたかという御意見でございますけれども、いろいろ検討した結果、なかなか保険料の負担の問題、それから国庫の助成の限界というようなことも考えて、今回は遺族年金の創設というものは断念した次第でございます。

○村沢牧君 日本社会党は、かねてから遺族年金の必要性を強調して今回の改正に当たつても種々真剣に検討したんです。そうした結果、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合、夫と妻の受給期間の合計を十年を限度として、それに要する経費は、経営移譲年金の国庫補助の増額によることを骨子とする修正案を準備したんです。こうした考え方は、大臣お聞きのとおり、局長も一定の方向として評価する、そういう答弁があつたわけなん

です。

ところが、我が党の修正案は、残念ながら与党自民党の賛成を得ることができなくて、正式に本委員会に提出することを断念せざるを得なくなつたんです。しかし、今までの答弁を聞いておつても、今回はできなかったけれども、やつぱり政府としても、今までの論議を踏まえて前向きにこれは検討すべきことだと思う。遺族年金の必要性は大臣も認めておるんですから、この際、前向きな答弁を大臣からいただきたいと思うんです。

○国務大臣(山本富雄君) 今先生からいろいろお話がございましたし、また午前中、各先生方からもこの遺族年金問題は、細谷先生を初めとしてそれそれ御指摘がありまして、私どももそのお考えについてはもつともだ、こういう気持ちを非常に強くしておるものでございます。

ただ、再々申し上げましたとおり、この八回の改正につきましては、その時代に即応して改正、改善をしまつた、それから附帯決議の問題も先生から触れられましたけれども、これも、確かに遺族年金の問題につきましては解決がつかまへんでしたけれども、その他の問題は、その都度前向きに処理をしながら改正を図つてきたということもお認めを願ひたいと思つておるわけでございます。

そこで、先ほど来お話しした御婦人の農村における活躍、あるいはその御婦人の方の老後を保障する意味で、この遺族年金の問題を取り上げるべし、こういうことでございまして、財政当局とも実は相当突つ込んで話し合ひをした経過がございまして、今回は実現しませんでした。しかし、財政再計算をする時期、すなわち五年に一遍ということでいくというふうなことを今まで繰り返してまいりました。そこで、ただ前向きで検討する、こういうことでは足りないと思ひますので検討の場を我が省内に設けまして、遺族年金問題について、その検討の場におきましてしっかりと前向きで検討してみたいというふうに考えておりますので、どうか

また先々御協力を賜りたい、こういうふうに考えております。

○村沢牧君 今後、農林水産省に検討の場を設けて遺族年金について検討していく、これは今までの答弁よりも一歩前進したものだというふうに受けとめます。

その検討の場は、具体的にどのような構造でもつてやろうとするのか、そのことを明らかにしてください。

○政府委員(片桐久雄君) 婦人の年金権または遺族年金の創設、こういう問題につきまして、今後構造改善局長の私的な諮問機関といひますか、関係者による研究会というようなものを開催いたしまして、検討を推進してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 今までのような、単なる検討します、考えますという答弁ではなくて、具体的に今後やつていくというふうな受けとめておきます。

それから今、諮問機関を設けて次期財政再計算を目的に鋭意検討するということは、次期財政再計算時には遺族年金を実施するようにする、そういう熱意がなくてはならないし、五年後にはこれを実施するという方針、決意のもとに積極的に検討をしなければならぬ、そのことを強く要請しますが、大臣の決意についてお伺ひしたい。

○国務大臣(山本富雄君) 今、申し上げたとおり、構造改善局内に検討の場、すなわち諮問委員会的なものを早急につくるということは、これはもう前向きで検討していくということにほかなりませんので、私も、できるだけ先生方の御意向を体しながらこれを進めていく方向でやつてまいりたい、こう考えております。

○村沢牧君 私の持ち時間もほぼつ終りますので、一、二点伺つておきますが、主婦の年金加入についても同僚議員から今まで質問もあり、要請もあつたところがございます。これについても今後引き続き検討していく、前向きに検討していく、そのことを大臣に要請いたしますが、これ

また御答弁をいただきたいというように思っています。

○政府委員(片桐久雄君) 先生ただいま御指摘の、農家婦人を独立して年金に加入させる、こういう考え方もあるわけでございます。これにつきましても、農業者年金基金のこの制度の中で、農家婦人が別個に加入し得る制度というのが成り立ち得るかどうかが、それからまた、今回国民年金基金制度の拡充の中で、主婦が独立して年金に加入する、こういう道も今後開かれていくわけでございますので、その点につきましては、私も今後ともいろいろ総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 いろいろと御答弁をいただきました。本委員会の審議を通じて遺族年金については、この農業者年金の性格、制度的になじまない、こういうことも脱皮しようという皆さん方の御決意も伺いました。また、遺族年金についてもいろいろ問題はあれども、しかし諮問機関をつくってやろう、大臣の決意は、その諮問機関の検討は将来実施をしていくんだ、次期財政再計算をめぐって実施をしていくんだ、こういう熱意をもってやっていくということも伺いました。ぜひその方向でもって進んでいただいて、この次の改正のときに、また我が党あたりから修正案など出ないように、ひとつ政府の方で法律改正をしてもいいと思います。強く要請いたします。私の質問を終わりたいと思います。

○刈田貞子君 公明党の刈田でございます。午前中からたくさん質疑がございましていろいろ勉強させていただきましたので、私は同僚委員が触れなかった部分についてだけ質問させていただきます。したがって、御通告申し上げた順序が違いかも知れません。

本農業者年金制度の補完事業として行われておりますところの離農者給付金制度についてお伺いをしてみたいというふうに思います。

まず、今回この離農者給付金制度が二点改正されておるわけでございますが、その一点として七

十歳未満に限定してこの離農給付金を支給するということですね。今回の本体の農業者年金制度の改正というのは、農村社会の高齢化が進んでいる実情の中で、その実情に合わせて、農業者年金のいわゆる給付ないしは経費移譲を六十五歳に引き上げてということを考えての改正ですね。したがって、六十から六十四歳の経費移譲、そして受給権発生という段階では、それが引き下げられるという現実もあるわけです。六十五歳まで引き上げるといふ実情に沿った考え方からいくと、この離農給付金が七十歳未満でカットだというのは、ちよつと相反する状況になりはしませんかという問題を一つ問題意識として持っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 現在の離農給付金の制度は、離農の年齢にかかわらず一律六十二万円という給付金になっていくわけでございます。ただ私も、この離農給付金の制度を今回十年間延長を認めていただきました場合に、この制度をできるだけ構造改善という政策効果を発揮させるような方向で改善を加えたいというふうに考えている次第でございます。そのための手法といたしまして、従来のように年齢にかかわらず一律促進することではなく、やはり構造改善をより一層促進するという観点から、ある程度の年齢までに離農をしていただくということが、より構造改善に資するのではないかとこのように考えた次第でございます。

その離農の年齢をどういう年齢にするかということはいろいろ議論があったわけでございますけれども、移譲年金の場合には六十五歳というのを一応上限にしたわけでございます。ただ、この離農給付金の場合には、農業を専業とするような農家ではなくして、いわゆるサラリーマン兼業農家でございますので、ある程度、六十五歳以上になっても経営が可能なのではないかと。ただ、ある程度限界があるというふうに考えまして、一応七十歳という年齢を設定したわけでございまして、七十歳までの離農を奨励するという観点から、そ

ういう年齢制限を導入したいというふうに考えている次第でございます。

○刈田貞子君 七十歳でも一生懸命働いている農業者についていばいい。だから、ちよつと私は実情に反すると思いますよ。

二番目は、今度処分する面積によって支給する額に差をつけた、給付金に差をつけたという問題なんですけれども、農業者年金の本体の方では、今回いわゆる分割移譲を認めているわけでございます。分割移譲を認めているということは、手に持っていくものは小さくなっていくわけですね。それで、自分がかかわっている農地が小さくなったら、その分だけ給付される額が少なくなっていくということ、これ、道理といえば道理ですけども、それならば、五十五年改正のときには二段階を設けてあったのに、五十五年改正のときには一律六十二万円にしたんですね。なぜそのとき、じゃ一律六十二万円にしたのかというふうにさかのぼって事情をお伺いしたくなるわけですけども、面積に応じて給付金額に格差をつけるということ、設けるといふこと、このことについてどのように考えたらよろしいでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) この離農給付金の制度をできるだけ構造改善の政策目的に沿うように改善したいという観点から、今回処分の面積に応じて金額も決めたいというふうに考えた次第でございます。

その理由といたしましては、まずこの離農給付金の考え方というのが、いわゆる農地を移譲いたしまして離農する場合に、離農により処分されます農業用施設等の平均的な処分額といえますか、評価額といえますか、そういうものをもとにいたしましてこの給付金の額というものを一応算定しているわけでございます。そういう処分額の評価額といえますのは、やはり離農前の経営の大小によつて増減するのではなからうかというのがあります。それからまた、この構造改善の効果という観点から見ると、離農によりまして農業者年金加入者に処分される農地面積

が大きければ大きいほど、その構造改善の効果というものは大きいのではないかと。そういう観点から、こういう面積によって差を設けたいというふうに考えている次第でございます。

○刈田貞子君 一定の構造政策の効果をねらおうとしているのはわかるんですけども、やっぱり離農していかうとする当事者にとっては、今までは六十二万円だった、今度は三十万円だということになるわけで、この辺の考え方をかなり徹底しないと、いわゆる構造政策目的がこれで成立するんだらうかという問題があるかというふうに私は思います。

先に進めますが、三番目は、このことを通じて今後の受給者がどんな程度に見込まれているのかということでございます。今回十年間というふうには延長期間を設定した理由が必ずしもはつきりしてないんですけれども、十年というタイムで見てもみるならば、その間にどのぐらいこの制度を利用する農家が出てくるのか、そして給付金の受給者数とか、またそれにかかわって動いていく面積の想定というのはどんなふうに見込まれるのだろうか。実は先般、私は参考人質疑のときにもサラリーマン農家の問題について御質問いたしましたのでお伺いしているわけです。

先般出ました「農産物の需要と生産の長期見通し」ですね、それによれば、六十四年一月現在で農家数が四百十九万戸ですが、それが平成十二年には三百六十万戸に減少するというようなことがうたわれておりますけれども、こうした数字も勘案しながら、このいわゆる離農者という問題を今後どんなふうに見ておられるのかお伺いいたします。

○政府委員(片桐久雄君) 離農給付金のまず過去の実績から申し上げますと、過去十年間、昭和五十四年から平成元年度の離農給付金の支給実績を見ますと、十年間で一万五千件、面積にして一万六千ヘクタールがこの離農給付金の対象となっているわけでございます。

今後十年間延長させていたしまして、どうい
う実績になるのかという推計でございませうけれど
も、先生御指摘のように今後サラリーマン農家とい
いますか、そういう安定兼業農家、農業者年金
の対象にならないような農家が次第に離農する傾
向が強くなっていくというふうにも考えられます
ので、私もどなたかいたしましては、過去十年間の実
績よりはかなり増加するのではないかとこのように
見ておりまして、一応予算の積算上は今後十年
間で約二万八千件程度、面積にして三万ヘクタール
程度の農地の移譲が、この離農給付金の対象に
なるのではないかとこのように見込んでいます
でございます。

○刈田貞子君 この問題についてもいろいろお伺
いしたいことがあるんですが、時間の関係があり
ますので次に移ります。ただ、サラリーマン農家
といいましうか、こうした農家もその実態を見
ていると随分層が厚いんですね。いろいろな種類
のサラリーマン農家があるわけです。だから、
やっぱり一律にはいかないだろう、その辺のこ
ろをきちんと把握しないと見通しが違ってくるの
じゃないかと思ひます。

それから次に、女性の年金権の問題について全
議員から御発言があったように思ひます。私もこ
れまで、先回の改正のときにもいろいろ発言をさ
せていただいた関係がありますのでお伺いをする
わけですが、午前中から国民年金基金制度を活用
しての、農村婦人の年金加入の問題が御指摘あり
まして聞いていました。

まず、厚生省さんにお伺いしたいんですが、国
民年金基金制度というのは、実は国民皆年金制度
が取り入れられるとき、二階建て部分を持たない
層に対してどうするかという問題を討議いたしま
したときに、たしか私も公明党の案で、実はこ
の国民年金基金制度というのが取り入れられた経
過があるというふうに思ひます。これは大変に
公明党としても、今後この制度をさらにいろいろ
考えていかなければならない部分があるのかとい
うふうに思ひます。

村にこれが取り入れられていくというこの効果
について、厚生省ではどんなふうに考えておられ
るのか、ひとつ伺いたい。

それから、先ほどからずっと話が出ておしま
したように、農村の婦人の年金権という考え方と遺
族年金の問題、この問題についてどういふふう
に考えられるか。つまり年金権というのは何なの
か、受給権なのか加入権なのか、両方のことをい
うのか、その問題について厚生省の見解を伺わ
せていただきたいと思います。

○説明員(阿部正俊君) 最初に、国民年金基金に
ついてちよつと申し上げたいんですが、日本の一
般的な老後保障を目的とする公的年金制度の構成
は、いわば一階部分は基礎年金、二階部分は、被
用者年金の場合は所得比例年金、こうなっている
わけです。ただ、自営業者の場合にはその所得比
例の部分がございまして、それが一つの制度全
体を通じた大きな課題になっておたつたわけでござ
います。先ほど御紹介ございましたように、公明
党さんをはじめいろいろな方々から、国民年金基金と
いふようなものを活用してやたらどうかという
ような御提案がございまして、先国会での改正の
中に盛り込みまして一応制度化された、こういう
ことでございます。

ただ、その老後保障面での効果といひましょ
うか、というものを追つてみますと、効果といひ
ましてもどういふふうな基準で申し上げるのなか
かなか難しいんですが、ただ一般的に言います
と、やはり基礎年金といひますのは必要最小限度
といひましようか、どちらかといひますと、基礎
的な消費支出を賄うという国民全部を対象にした
一つの制度でございまして、個別的な方々の老
後のさまざまなニーズに対応するためには、やは
りそれだけでは不十分であらうというところは確
かでございます。そういう意味で、それにプラス
した国民年金基金制度に御加入いただければ、そ
れなりのより充実した老後保障につながっていく
ということでは間違いないことだろうと思ひてい

ますし、そういったふうなまきに効果があるから
こそ、私も今回の改正で制度化したというふ
うに御理解いただきたいと思います。

それから、あと少し一般論でございしますが、年
金権といった場合に、加入というのと受給という
ことでどちらなんだ、こういうことでございませ
うが、なかなかそういう定義もございませうけれ
ども、一般的に言ひますと年金といひますのは、や
はり最終的には年金の受給に結びつかなければ意
味がないわけでございますので、最終的な年金権
といった場合には、やはり受給にどう結びつくの
かということが一番のポイントになるのではない
かというふうに考えるわけでございます。

○刈田貞子君 局長にお伺いしますけれども、
さっきの農業共済で国民年金基金制度を取り入れ
て、そして農家主婦がそれにかかわつていこうと
いう話が出ていましたけれども、これはあれで
しうか、地域型か職能型かというのはもう決定
したんでしょうか。

それから、これ厚生省から出ている資料だと思
うんですが、掛金等の問題なんかもかなり一口五
千円というような形で出ているんですよ。もし
そうだとすると、これは一口五千円で複数が加
入できるというふうなことになる、実際問題と
しては、農家主婦が二口一万円払つて、この国民
年金基金に加入していくということが事実上可能
なのかどうなのか。

もう一つは、その経営主体者が払うのが幾らで
したか、一万六千円ですか、最終的には。それか
ら国民年金が平成三年ベースで払うのは一万二千
五十円。それからその時点で国民年金がたしか九
千円になるはずですね、そうすると九千円が二人
分で一万八千円でしょう。これで三万五千円。そ
れにさらに主婦が二口かかって一万円だったら四
万五千円毎月払わなきゃいけない、こういう関係
になるわけね。だから、これは制度を一つつくつ
て農家主婦の老後の保障の一助にしようと思へ
んだらうと思うんだけど、果たして可能なん
だらうかという問題があると思ひますが、この

辺のところを含めて、職能、地域型、いずれか。
○政府委員(片桐久雄君) 現在、全国共済農業協
同組合連合会を初めとする農協系統組織が、今回
拡充されました国民年金基金制度を活用して職
能型の基金を設立したいということで検討してい
るというふうに聞いております。この対象とした
ましては、農業に従事する婦人、それからまた農
業者年金に加入資格のない三反歩未満の農家、こ
ういふ方々、大体全国で約二百万人ぐらゐるの
ではないかというふうに推計されているようでご
ざいますけれども、こういう方々を対象にして年
金基金を設立したいという方向で検討されている
ように聞いております。

これはもちろん国庫補助、助成というものがな
いわけで、いわゆる税制上の特例といひますか、
そういうものがあるわけでございませうけれども、
厚生省の方の政省令がまだ決まっておりますので、
詳細の検討は進んでいないようでございます
けれども、確かに一口五千円というのが大体の考
え方じゃないかというふうに思ひます。これは、
結局任意加入の制度でございまして、比較的規
模の大きい農家の主婦とか、それからまた兼業
収入のかなり豊かな兼業農家の方々とか、そうい
うような方々が主として加入なさるといひますか、
そういうようなものではないかというふうにも
考えられると思ひます。

○刈田貞子君 比較的規模の大きい、こうした掛
金が掛けられるような農家を対象にしてこうい
う制度を設けて、しかも六万八千円の社会保険料控
除を認めるというふうな考え方は、一般論として
は、今こういう農村の女性の年金をどうするか
というふうなことを考えている中では、一つ成果
みたいな形で朝から一生懸命言われていたけれど
も、私は余り評価してないんですよ。だけれど
も、図に書いたスタイルとしては確かに基礎部分
しかない農村婦人に対して、何らかの形で二階
建て部分をつくるという、そのことの一つの苦肉
の策としてそういうものが出てきたということは、
この基金制度の活用ということでは確かに考えられ

ます。

これは私の持論なんですけれども、先ほど厚生省では、基礎年金というのは一定部分の基礎の部分の必要最低限のところを保障するものというふうに言われていたけれども、私は基礎年金の部分のところをそういう硬直化したものではなくて、もつとここに柔軟性を持たせた基礎年金というのは、今後農村社会ばかりじゃなく考えられていていいんじゃないかということを私個人では一生懸命検討しております、これは私の持論です。

最後に、大臣にお伺いいたしますが、先ほど来から平成二年の予算が通ると、農蚕園芸局にありますが生活改善課が改編をしようとお話がありました。そこで強力に農村婦人対策を進めていくんだというお話がありましたけれども、名称の変更だけでなく、ここにやっぱり強力な農村婦人対策パワーをやっぱりつくっていかなければならぬというふうに思います。この辺のところの大臣の抱負を伺って私の質問を終わります。

○国務大臣(山本富雄君) まさに御婦人である先生からの御指摘でございますし、今締めくくりに形だけの課にするなど、こういう御指摘でございます。もちろん形だけの課をつくって、名前だけ変えたような課をつくってそれで事足りるつもりはありません。やはりこういう時期でございますし、この年金問題だけに、先生方御存じだと思いますが、農業白書ですね、これにも「農業を支える農家婦人」、そしてその農業の主というふうな言葉を使って六割の御婦人の活躍ぶりが写真入りで示されておりますけれども、こういうふうな白書でも取り上げておりますと、今後これは本当に重視していかなくちゃならないという考え方でございますから、ここを拠点として、この農村婦人問題の当省における総括の場 realistically にしていきたいというふうに思っておりますので、魂を入れたものにぜひしていきたい、こう考えております。

○猪熊重二君 いろいろ改正案についてほかの先生方から御質問がありましたので、私は二、三、点だけお伺いしたいと思えます。御承知のとおり、今回の改正案によって、通常の補助金のほかに来年度から五年間にわたる補助金の問題と、それから平成八年度以降の補助金の増額の問題が改正規定に載っているわけです。私はこの補助金の増額について、政策的な当否についてここでお話しするあるいは論ずる気はありません。ただ、憲法、財政法に基づく予算の単年度予算主義、この観点から農水当局の説明に對し二、三お伺いしたいんです。と申しますのは、何か五年間にわたる補助金増額がもう確定して、間違いなくそれだけの金が出てくるというふうな御説明ですけれども、果たしてそうなんだろうかということからなんです。

まず、改正規定の附則十八条一項についてお伺いします。この附則一項は、御承知のとおり、来年度から平成七年度まで総額千六百億の補助金の増額をするという規定でありますけれども、この規定は、どのような法規範的な効力を有するものであるというふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) この附則十八条一項の規定でございますけれども、この改正法案が成立いたしました場合には、これを可決された国会の御意思のもとで、今後五年間国庫にこれだけの金額の財政支出を義務づけるものであるというふうに考えております。

ただ一方、憲法では毎年度の予算につきまして国会の議決を受けるべきことを定めておりますし、また財政法も会計年度の独立を原則としていえるということがあります。したがって、今回の追加国庫補助につきましても、これらの原則のもとで毎年度実際に国庫支出をいたしますためには、各年度の予算の裏づけを必要とするということになるわけでございます。これは、現行の農業者年金制度において、法定の国庫助成、二分の一の法律補助というのがございまして、定額か定率かという違いはありますが、同じ考え方であるというふうに思っている次第でございます。

○猪熊重二君 そうすると、具体的にお伺いしますと、平成三年度において農水省としてはどういう予算計上をしようというふうにお考えなんですか。

○政府委員(片桐久雄君) この法律が成立した場合には、政府はこの法律に拘束されるわけでございますので、政府の予算編成権というものはこの法律の金額に従って実行されるということになると思います。

○猪熊重二君 私が伺いたいのはそういうことじゃなくて、平成三年から七年まで各年度別に金額が書いてありますが、平成三年度の予算において平成三年度分だけを予算計上するのか、それとも三年度以降の七年度まで、それぞれの年度の分の合計なり、どういうふうに予算に計上しようと考えているんですかと、こういう質問です。

○政府委員(片桐久雄君) 平成三年度の予算の編成に当たりましては、まず定率補助、二分の一補助がどうなるかという額と、さらにこの追加、平成三年度分の八十六億円という金額、これに物価スライドの問題がありますけれども、それだけを一応平成三年度の予算として編成するということになると思います。

○猪熊重二君 そうすると、平成四年度ないし七年度のここに記載してある各金額については、当年度ごとにその金額を予算計上していこう、こういう予定というか計画である、こういうことですね。

○政府委員(片桐久雄君) そのとおりでございます。

○猪熊重二君 国会は、例えば平成三年度の場、八十六億円という予算計上をしたことについて、予算の審議において、この八十六億円という金額の審議において国会の予算審議権は何らかの拘束を受けますか。

○政府委員(片桐久雄君) この法律が成立した場合には、国会の議決として、国会の決定としてあるわけでございますので、国会の予算議定権といえますか、これもある程度の拘束は受けるのでは

ないかと思っております。

○猪熊重二君 それは重大な問題です。国会の予算審議権が、この法律をつくったから、平成三年度の八十六億円の予算を計上してきたら、それを減らすこともふやすこともできないというふうなことになるのなら、国会の審議権、予算に対する国会の憲法上の審議権というものはどういうことになりませんか。それ間違いじゃありませんか。

○政府委員(片桐久雄君) この法律は、まさに国の最高機関である国会で決定される法律でございますので、行政府はもうございまして、それども、国会も拘束されるのではないかと、こういうふうに考えております。

○猪熊重二君 あなた、そういうことを言うと、それじゃ法律をつくって、法律である金額の支出とかそういうことを決めた、しかし予算で決めた。こういうふうな矛盾が出たときには予算は執行できない。要するに、予算と法律というものが合致しない限りは国家の金を出すことはできません。これはもう前提、当たり前のことじゃないですか。この法律をつくったから来年度の予算審議が拘束されて、この八十六億の予算を否決すること何もできぬということでは、全然国会の予算審議権に対する侵害であつてあり得ることじゃない。

例えば、財政法によって一回決めた次年度以降の継続費であるうがあるいは繰越明許費であるうが、次の予算審議において一たん決めたからといって何らその審議権を拘束するものじゃない。これが、こんな法律が一つできた、それで国会の予算審議権が制約されるとしたら大変なことです。どうですか、間違いありませんか。

○政府委員(片桐久雄君) この十八条で平成三年度八十六億円、こういう法律が決まられて予算編成が行われるというところでございまして、この八十六億円という金額が妥当でないというふうな御意思でございましたならば、やはりこの法律の改正ということが必要なのではないかというふうに

考えられます。

○猪熊重二君 これ以上押し問答しませんが、要するにあなたが今言ったのは、この法律ができる、国会は平成三年度の予算においてこの予算額を認めなければならないという趣旨です。もしそうすると、平成三年度から平成七年度まで、例えば平成七年度に五百十六億円ということが書いてある。そうしたら、国会の予算審議において五年先の五百十六億円まで全然変更できない。こんなことになったら、国会の予算審議権というのはどうなるのか。あなたがともかくそう言うのなら、それ以上のことはまた別に後でやりましょう。

そうしたら、次に改正附則三項についてお伺いしたい。

「平成八年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行う」この規定は、予算的に見た場合だけの意義、効果がありますか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正におきまして年金財政の長期的な安定ということとをぜひ確立したいということで、平成七年度までの具体的な金額を定めるとともに、平成八年度以降も当分の間、こういう追加的な助成を行う必要があるということとを明記したわけでございます。ただ、その具体的な額につきましては、将来の農業情勢、またそのときの農業者の保険料負担能力、そういうものもろろの事情を考慮の上定める必要があるということで、現時点で額を確定するということは困難であるわけでございます。

このため、平成八年度以降の追加国庫補助規定は、ただいま申し上げた情勢を考慮の上必要な補助を行うべきことを義務づけるという趣旨のものでございます。その具体的な額につきましては、別途将来の時点で法律で定めるということにしたものでございます。

○猪熊重二君 私の質問に答えていない。この条項はだれに対してどのような拘束力、法的効果を持つのかと聞いているんです。

○政府委員(片桐久雄君) この法律の条文から見ますと、五年後の財政再計算のときに、財政再計算のやり方、それから国庫の追加助成の考え方、そういうものを政府が政策立案するときにまず政府を拘束するというふうに考えられます。

○猪熊重二君 要するに、国会の議決だから政府がそれを尊重しろということだけであって、具体的な内容については、具体的な権利義務的な側面の規定としては、単なるこれは宣言規定にすぎないんじゃないやしませんか。それにもかかわらず、二十余年間にわたって八千億とか幾らだか、どうだこうだというふうなことを言うけれども、そんなことはこの附則十八条三項のどこを押したって全然出てこないんじゃないやしませんか。単なる宣言規定にすぎないでしょう、いかがですか。

○政府委員(片桐久雄君) この三項では、かなり考え方を明確に示しているわけでございます。先ほど申しましたように、「農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成八年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする」、こういう考え方を明確に示したものでございます。

私ももともといたしましては、この考え方は、平成三年度から平成七年度までの具体的な額を決めたルールと同じような考え方、平成八年度以降も追加的な補助を行う、こういう考え方であるというふうに理解しているわけでございます。したがって、私どももいたしましては同じような平成七年度までのルールで追加補助を行うとすれば、大体おおむね二十五年にわたって、年平均約四百億円ぐらいの国庫補助が追加して必要なのではないか、現段階の試算でございますけれども、そういうふうに考えている次第でございます。

○猪熊重二君 あなたが、どういふふうに政策実現のための希望的な数字を持つたか、それは結構な話なんです。そうじゃなくて私が言っているのは、この十八条三項からは七年度までの金

額を基準にして、この金額に準じて平成二十五年ですか、七年ですか、そんなところで補助するの何のなんというところは全然書いてない。またそんなことを拘束できない、国会の予算審議権があるの、その審議権を五年も十年も二十年もそんなもの制約できつけないじゃないですか。要するに、今平成二十七年まで八千億出しますなんだと言っているけれども、それは、農水当局が出したいという希望をお持ちなのは結構だけれども、法規的には何らの効力を生じていないです。単なる宣言規定にすぎぬ、私はそう思う。

次に、基金について少しお伺いします。
年金基金というのは、この年金基金法によれば、国の機関のそのものとして非常に重要な権限と職務を負っているように思っています。先ほど一井委員の方からお話があったんですが、保険料の未納というか、未納というよりも保険料を時効によって徴収不能にしたその年次と金額を言ってくる、どうですか。

○政府委員(片桐久雄君) 時効が完成して未納になった保険金の額の詳細については手元に今資料がございせんけれども、昭和六十一年度分について見ますと、収納すべき保険料の二・七％につきまして時効が完成して収納できない、こういうような実態でございます。

○猪熊重二君 あなたが言わぬなら私の方から言います、あなたが言わぬなら私の方から言います、昭和五十四年以降、時効によって保険料を年金基金が取りつづけた金額です、五十四年度以降と全部出ている。ちなみに申し上げれば、昭和六十年度が、六十年度保険料は十六億五千七百万円、昭和六十一年度の保険料分として十八億四千七百万円、これだけのものを二年間の間徴収しないために時効によって消滅させているんです。年金基金というのは国の機関として保険料もきちんと取りなさい、給付義務もきちんとやりなさいと法律に言われているのに、二年間もほうっておいて結局時効によって金が取れない、しかも一年間に十八億も取りつづけている。こんな状況につ

いて監督するべき農水大臣、あるいは具体的には大臣といったって大臣があれじゃないけれども、局長どうなんですか、十八億も金を取りつづけたということについてあなたどう思っている。

○政府委員(片桐久雄君) 先ほども申しましたように確かに二・七％、金額にして先生御指摘のように、六十一年保険料分が十八億ということでございます。確かに、これだけの金額がなぜ未収なのかということがあるわけでございまして、農水の中、この保険料徴収の業務というのはなかなかいろいろ難しいという面もありまして、こういう実態になったかと思えます。実は、ほかの年金保険制度でもこういう問題があるわけでございまして、比べてみますと、比較的農業者年金の場合には未納状況というのが少なくして済んでいるんじゃないかというふうにも思っている次第でございます。

今後とも、こういう未納金額ができるだけ少なくなるようにいろいろ工夫していきたいと思っております。農協系統のオンラインを活用した保険料の自動口座引き落としを導入するとか、そういうようないろいろな工夫をして収納率の引き上げに努力してまいりたいというふうに考えております。

○猪熊重二君 これ以上、余り意地が悪そうだから言いたくありませんけれども、この十八億四千七百万円の金を払わなかった人たちは、資格が継続している被保険者なんだそうです。それで、もし資格を喪失したとかあるいは資格が該当しなくなったとか、そういう人の時効による未徴収分というのはこれは全然別な話なんです。それが幾らあるかとかどうとかという話は聞きませんけれども、要するに法律を見れば、徴収するための手続、延滞金から、担保金から全部のことが書いてある。書いてあるにもかかわらず全然やっけてない。しかも、何か言うたびに、国民年金の方はどうだとかどうだとか言う。これは国民年金と趣旨、性格が違うでしょう。もう少し年金基金の業務執行に関して、構造改善局長としてもしつ

かり監督するべきではありませんか。

次の問題をお伺いします。これは質問通告はしてありませんけれども、先ほどのあなたの、どなたかの先生に対する答弁を聞いていてちよつとお伺いしたい。

あなたは先ほど、農業委員会に対して業務委託をできるように省令で定めようとしているというふうな趣旨のことを言われましたが、簡単に言ってみてください。

○政府委員(片桐久雄君) 現在、年金基金の業務につきましましては市町村に委託をいたしておりますけれども、この市町村に委託した業務を事実上執行しているのは農業委員会でございます。ただ、農業委員会は法人格を持たないということで、直接基金から農業委員会に委託ができないということで、先ほど御説明申し上げましたのは、市町村に委託された業務については農業委員会が執行する、そういう原則を省令で定めたいというふうに申し上げた次第でございます。

○猪熊重二君 そうすると、基金そのものが委託するんでなくて、基金が市町村に委託したその事務をさらに市町村が、農業委員会に再委託することに関する省令をつくらう、こういうことですか。

○政府委員(片桐久雄君) 農業委員会は市町村の中の行政機関でございますので、市町村と農業委員会との間では、委託関係というものではないのじゃないかと思っております。

○猪熊重二君 ないのじゃないかと思つて、うんじやなくて、あなたが先ほど、省令で農業委員会が事務執行できるようにすると思つて、検討していると言つたから、だから私は、どういふことなんだと聞いているんです。私にあなたが聞かれたつてしようがないんです。

○政府委員(片桐久雄君) 現在、私も省令で考えております考え方としては、市町村における委託業務の執行は、原則として市町村の農業委員会が市町村長の助言とか協力を得てするものとする、こういう考え方でございます。ただ、

市町村によりましては農業委員会が置かれていない市町村もございますので、そういう場合には市町村長が行う、こういう原則を省令に規定したいということでございます。

○猪熊重二君 この法の二十条に「業務の委託」について規定してありますね。二十条一項によれば、基金が業務委託できるのは、「市町村」、「農業協同組合」、「前二号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者」、こういうことになっております。

じゃ、現時点においてこの三号の、市町村、農業協同組合以外の、三号で主務大臣が指定しているものはありますか。

○政府委員(片桐久雄君) 現在この三号で指定している団体といたしましては、都道府県農業会議所、それからあと県の農協中央会、この二つの団体でございます。

○猪熊重二君 結局、基金の業務というのはいいかげんな業務じゃないんです。国の金をどうするかという重大な仕事をやっているわけだ、基金は。保険料を徴収し、また徴収しただけでなくして今度は給付する。これだけの国の金を取り扱う機関として、年金基金というものを法は想定しているわけですか。ただし、実際の仕事として今申し上げた一号、二号、三号と、これだけの者に業務委託することができるといふことは書いてある。

これに書いてあるということは、これに書いてないものに業務委託をすることはこの法律を脱法することになると思いませんか。

○政府委員(片桐久雄君) この年金基金が業務を委託するのは、あくまでも市町村に業務を委託するということは変わらないというふうに考えております。ただ、その市町村に委託された業務の執行につきまして、その考え方を省令に書きたいというふうなことでございます。

○猪熊重二君 結局、業務の委託をすればお金の保管も頼むかもしれぬ、いろんなことを頼む。そのときにもしそちらがどうこうしたと、まあ言葉は悪いけれども、そのときにあなたとる手だても何もないようなことじゃ困る、国の金がどこへ消

えていったかわからぬようじゃ困るということとで、業務委託の対象もこれだけきちんと法律で厳密に決めているんです。それを、法律を抜きにして便法だけで事をやるということは行政の越権だと私は思う。まあそれはそれでよろしい。

最後に、二十二条の被保険者の資格に關してお伺いするんですが、要するに申し上げたいことは、先ほどから、各委員から出ているいわゆる被保険者である御主人に対する奥さんの問題、こういう問題に關連してお伺いするんですが、夫婦で耕作または養畜の事業を行つていた場合に、二人を被保険者とするということは到底考えられないんですか。

○政府委員(片桐久雄君) この二十二条の一項の被保険者の考え方は、農地の権利をだれが持つてゐるかということで被保険者を決めてゐるわけでございます。したがつて、夫と妻とそれぞれ別々に農地の権利を保有してゐるといふ場合は、有してゐるという場合にはそれぞれ、夫の保有している権利、妻の保有している権利、それぞれについて被保険者の資格があり得るものというふうに考えられます。

○猪熊重二君 要するに、所有権の問題のほかに使用収益権があるわけですよ。所有権の場合だったら共有してゐなければならぬ、これはわかりませんが、使用収益権というものは、ただで借りようがただで使わしてもらつていふのが、要するに所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいうんだから、お父さんの持つてゐる土地をお母さんがただで借りて、夫婦で一緒にやろうといつたつて夫婦で持つてゐることで、別に所有権はなかつたつて使用収益権を共同で持つてゐることはできるんじゃないですか。そういうことを考えたら、被保険者というのを一つの土地について何が何でも一人に限るとかいう必要はないに、共同で持つてゐることも十分に考え得るんじゃないかろうか。ただしそのためには、仮にそう考えられるとしても、保険料の負担というのが二人になりますから大変なんですけれども、ただ遺族年金

というものが、この年金法からいくとやはりちよいと異質であるという側面も考えれば、今私が申し上げたような点も今後検討してみたいかどうか価値があるのじゃないかと思つております。

きょうは、大臣にもいろいろ伺つたと思つたんですが、あつちこつちお忙しいようだしお疲れでしょうから、私の質問はこれで終わります。

○林紀子君 私はまず初めに、年金制度の維持発展にとつて大変重要な未加入者の加入促進について質問したいと思つております。

農業者年金基金では、昭和五十六年度から未加入者の加入促進を業務の最重要課題として取り組んでまいりました。しかし、新規加入者数はここ数年減少傾向にありまして、昭和六十三年では目標三万人に対して一万六千二百十四人、達成率は五四％にとどまっております。

(委員長退席、理事大浜芳栄君着席)

一方未加入者数は、昭和六十三年十月現在十五万九千九百十五人で、未加入者に対する新規加入者の割合は一〇・一％にすぎません。そして、未加入者のうち当然加入すべき者が五万九千六百六十五人、後継者は九万六千七百六十八人もゐるということなんです。農業者年金相談員の方々が、巡回相談などで未加入者に直接当たつて加入を進めるなど苦勞をされてゐるのに、なぜ未加入者の加入が進まないのか、どうすればこうした未加入者の方に加入してもらへるか、大臣はどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思つております。

○国務大臣(山本富雄君) 今御指摘のとおりで、六十三年度末で約十六万人、十五万九千人未加入者がおるといふことは承知しております。この理由が農業の先行きが不安だと、こういうことを挙げておられる方が最も多いというデータが出ております。そこで、これは非常に重要なことでございまして、やはり再々申し上げておきたい、後継者の問題も含めまして農業は将来日本にとつて非常に重要な、また産業として希望の持てる産業である、地域の活性化のために、また地域づくりのために非常に大事だといふふうな意識を

持つて、農業をやっている方々をどうしても我々はフォローしていかなくちゃならない、時に先導しなきゃならない、こう思っております。

そこで、農産物の需要と生産の長期見通し、これは一つの指針として私もこれに沿って仕事を今継続的に進めております。これも再々申し上げますけれども、すぐれた担い手を育成するあるいは生産基盤の整備をしていく、バイオなどの農業科学技術というものを先端技術というものを導入し、開発普及を図るというふうなことを予算の裏づけを持ちながら総合的に進めていくというふうなことで、農村の活性化を図ってまいりたいというふうに思っております。そして、今回の年金制度の改正に当たりまして、再々申し上げておきたいような財政基盤の長期的な安定を図る、そして農業に精進した方々が、老後安心して農業をやっているような問題についてこれを推し進めていきたい。したがって、未加入者の減少にどうしても歯止めをかける意味でも、今回の改正は必要でありまた意義がある、こういうふうに考えております。

○林紀子君 ただいま大臣もおっしゃいましたけれども、未加入者が加入をしない理由というのは農業者年金基金が、昭和六十二年調査をしたところによりますと、これが「のうねん」という雑誌に紹介されておりましたけれども、第一に「農業の将来が不安だ」、二八・二％、第二に、「保険料を納付するのが大変だ」、こういう理由を挙げた人が二・一％、そして三番目には、「後継者がいない」、こういう理由を挙げた人が一四・四％となっておりまして、「現在の農業が持っている悩みが、そのまま浮き彫りにされている」とこの「のうねん」は書いてあるわけです。

私は、せんだって熊本県八代市にイグサの農家の方の調査に入りました。生産農民の方々と懇談してまいりましたけれども、熊本県はイグサの生産では全国の七八％を占める、八代地方はその中心となつておられるところ。しかし、昨年の十月

ごろから、中国や台湾などから安い輸入物が大量に入ってきていることなどから、イグサの価格が半値近くまで下がって一向にとまらず下がる一方だ、このままだと年収で五百万円から六百万円減収になるのではないかと。つまり、もう年収がなくなってしまうということを訴えられていたわけですね。生産調整もきかず生産地の死活問題になっております。

ところが、この八代市は、昭和六十三年度の市町村別の農産新規加入者数では全国一、といいますが、八十八人ですけれども、新規加入したところ。私が会ったイグサ農家の方は当然加入で、書類一式、印鑑を押せばいいだけの申込書が届いているけれども、もうこの農業者年金には息子は入れられない、こういうふうには訴えていらつしやるわけです。この怒りと嘆きは、農産物の輸入自由化を推し進めて、くるくる変わる猫の目農政に振り回されてきた米作農家や畜産農家、そしてミカン農家などにも共通する問題だと思っております。一九五五年には、全国で二十六万三千人の新卒の青年が農業を継いだのに、一九八九年には、農業を継ぐ道を選んだ新卒卒業生というのはわずかに二百人、一％になってしまつておる。NTT一社だけの新社員の二千七百人より少ないという状況です。大臣は、こうした農民自身の将来に対する不安というのに、今お話しもありませんけれども、どうお答えになるのか。

前回の委員会でも、参考人として出席されました横浜国立大学の田代洋一先生も述べておられたが、農業者年金の新規加入を促進する道は、五〇％を割っている食糧自給率を当面、一九七〇年当時の水準である六〇％台に回復させる。その保障として、今回私が調査に入りましたイグサのように、国内生産に打撃を与えている農産物の輸入自由化を規制する、こうした方向に農政を転換してこそ農家の不安を取り去ることができると思ふのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本富雄君) 今さまでまな御指摘がございましたし、また熊本県の現場へお入りに

なつて直接農民の声も聞かれた、こういうお話でございまして、後継者問題、農業の将来性の問題、これはさまざま、この委員会の質疑あるいは私どもの応答の中でも繰り返されてまいりましたけれども、どうしても日本農業の将来については明るい展望を持たせるべく我々が努力しなければならぬ、その努力は、一日一日の努力を続けていくことだ、こういうふうには答弁をしております。そこで、西暦二〇〇〇年を目標にいたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」、これに基づきまして需要の動向に対応して、多彩な自然条件を生かしながら国内生産の維持拡大を図っていくというところで進めてまいりました。

たまたま、今お話しした貿易自由化の問題、これが当面の一つの焦点になりつつある、それがまた日本農業の将来を卜する問題でもあるというふうな御指摘もございまして、その認識では私も一致をしておるわけでございまして。しかし、私も米の問題を初めといたしまして、日本がウルグアイ・ラウンドに提起をしている問題につきましまして、これを貫いていくという覚悟を持っております。これがこの夏から秋にかけて進んでいくわけでございまして、もちろん交渉相手もございまして、その交渉の過程の中ではさまざまな議論もあると思ひます。思ひますけれども、米問題を中心にして、私どものスタンスはしっかりとスタンスで日本農業の将来を支えるという問題を中心にして、かねて提案をしているとおりの線に沿ってこれを進めてまいりたい。そして、日本農業の将来展望を開いていききたい、こういう考え方でございまして。

○林紀子君 今ウルグアイ・ラウンドのお話をされましたけれども、中山外務大臣は二十日、メキシコでのウルグアイ・ラウンドの非公式閣僚会議の後の記者会見で発表されたということで、どの新聞も大きく取り上げておりました。「コメ、7月中旬の毎日新聞の夕刊ですけれども、その中で、「微妙な表現でコメの一〇〇％自給政策を変更す

る可能性があることを」中山外務大臣が「示唆し、今後、政府・自民党内で検討する意向を示した。」というふうに伝えておられるわけですね。これがもし事実としたら本当に大変なことだと思つたわけですね。先ほど山本大臣よりお話がありましたけれども、米の輸入自由化というのは絶対にやらないのかどうかということをもう一度お尋ねしたい。そして、中山外務大臣にもお話を聞いたというふうにおっしゃつていらつしやいましたね。中山外務大臣はどういうふうにお答えになったのかということもあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山本富雄君) 米の問題につきましまして、今申し上げたとおりでございまして、従来の国内産でこれを行っていくという姿勢に変わりはございません。また、中山大臣の問題でございまして、新聞報道等にはいろいろんことが書かれておるようでございますけれども、けさの閣議の前に、私大臣から直接お聞きをいたしました、従来の我が方の主張、すなわちウルグアイ・ラウンドでこれを行うという姿勢については一向に変わらない、むしろ各国の理解を求めたという表現を中山大臣はしておたというところをつけ加えておきます。

○林紀子君 ことしの二月、総選挙の直前でございました、当時の三塚政調会長は、米問題をガット協議から除外しようと思はばできないこともないとして述べていらつしやいます。中山外務大臣の発言のように、ガット協議を隠れみのにして米自由化に踏み出すことをやめるために、米問題をガット協議から除外すべきであると私たち日本共産党は主張しているわけですが、この米問題をガット協議から除外することについてはどういふふうにお考えになりますか。これが一番今の時宜に適した米の輸入自由化を阻止する道ではないでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉につきましては、農産物貿易に影響を及ぼすすべての措置を対象として、新しいガット規則及び規律の策定を目指すということ

で交渉が行われております。したがって、私どもはこれの中で米を個別に取り上げるということではございませんが、すべての農産物貿易に影響を及ぼす措置について議論がされるということになっておりますので、今御指摘のような形はとり得ないというふうに考えております。

○林紀子君 私たちは、この米問題はガット協議から除外して、日本の政府の姿勢で米は輸入自由化しないということをしちんと内外に打ち出すべきだという、そのことを申し上げて次の質問に移らせていただきます。

未加入者の理由のアンケートの調査で、二番目に割合の高かったのが保険料負担の問題です。農業者年金に加入する者は同時に国民年金にも夫婦で加入していますから、今年度を例にとれば、月額の保険料は農業者年金で通常保険料の倍、一万九百四十円、これに国民年金の保険料八千四百円の夫婦で二人分一万六千八百円が加わりますので、合計二万七千七百四十円となります。一方、農業者年金加入農家の平均農業所得は月額二十一万三千円ですね。したがって、農業所得に占める保険料の負担割合は二三・〇％ということになります。

そこで、この保険料の負担割合を来年度、一九九一年度について見ますと、保険料は農業者年金で千二百円、国民年金で千二百円、夫婦二人です、引き上げとなります。さらに、平均農業所得や保険料に物価スライド分を加えて計算しますと、平均農業所得に占める保険料の負担割合は二三・八％に上昇すると思えます。さらに、二年後の一九九二年度には、農業者年金の保険料が毎年八百円引き上げられることとなりますから、一四・四％とさらに負担が増大する。これでは未加入者が保険料を納付するのが大変といつてなかなか加入しない、こういうことになったことになるのでしょうか、局長にお伺いしたいと思います。

(理事大浜方栄君退席、委員長着席)
○政府委員(片桐久雄君) 今回、農業者年金の財政の長期安定ということを図る際に、加入者の保

険料の段階的引き上げということもお願いしたいしているわけでございますけれども、この保険料の引き上げの問題につきましては、本年加入農家の農業所得、農家所得と保険料の関係、それからまた厚生年金加入者の保険料の負担の状況、こういうものを総合的に勘案して段階的に引き上げるというふうに考えた次第でございます。

先生今御指摘の点は、農業所得に対する保険料負担ということを御指摘になりました。確かに、農業所得に対する保険料負担ということでは一三％から一四％ということでは事実でございますけれども、私どもといたしましては国民年金の保険料、農業者年金の保険料、これは農家所得全体で負担すべきものではないかというふうに考えた次第でございます。農家所得全体で農業者年金、国民年金の保険料を負担する場合には、ほぼ厚生年金の負担率に見合うような水準というふうに私どもも承知いたしております、六％から七％、そういうような水準の負担率ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○林紀子君 先ほど同僚委員にも同様のお答えがありまして、私はどうしても納得ができませんのであえて重ねて質問をしたわけですが、農家所得というのでしたら、そこには被用者の所得も入っているというところになるのではないですか。そうしましたら、被用者年金の保険料も加えなければ正しい負担率というのは出てこないわけですね。しかも、農業者年金に加入する者は当然国民年金に加入しているわけですから、農業者年金基金金がすべての加入農家を対象に行った農業者年金加入農家調査報告書、これによりまして、農業者年金に加入している農家の三五・五％が専業農家、四四・九％が農業を中心とする一種兼業農家で占められております。ですから、農家の夫婦二人を取り上げた場合には農家所得で見るとはななくて、農業者年金に加入している農家の平均農業所得で見ると、農業者年金と国民年金の保険料は、現在でしたら月額二十一万三千円の農業所得で支払うと見るのが当然だと思うわけですね。

そして、農業者年金基金の森実理事長は、雑誌「のうねん」の新春インタビューで、フランスや西ドイツでは農業者年金への国の負担割合をふやしてきていることを挙げて、農政費の支出項目の比重を転換して年金制度等の所得政策手法を重視していく必要が生じてくる、こういうふうに述べております。

我が国の農業者年金制度は、西ドイツの農業者年金を参考としながら成立したと言われておりますけれども、その西ドイツでは、低所得層では保険料の負担が大変だということで保険料に補助金をつけております。今回の改正では、農水省の資料によりまして、「農業構造の改善を促進する観点から」、「国庫補助に付いて追加的な助成を行う」、「こういうふうになっておりますけれども、加入者の構造改善の促進ということではなくて、加入者の保険料負担を軽減することに国庫補助を充てるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(片桐久雄君) まず、農家所得でなく農業所得で保険の負担能力を判断すべきだ、こういう考え方でございますけれども、私どももいたしましては、保険料の負担能力とか負担感、それは、その人の全体的な所得水準によるということだと思えます。そういう観点から、やはり所得全体について見るのが適当ではないか。それからまた、厚生年金の場合には、俸給のみが所得源である被用者が大部分でございますけれども、農業者の場合には、農業所得以外の幾つかの所得源を持っているという農家が多いという実態から見ても、やはり農家所得をもとにして負担能力を判断すべきではないかというふうに考えている次第でございます。

それからまた、国庫の助成につきまして保険料を軽減するために今助成すべきではないか、こういう御意見でございますが、これは、現行の助成の仕方は給付費用の二分の一及び給付費用に充てるための追加助成、こういうことになっているわけでございますけれども、これは、結果的には保険料の軽減というもののにも役に立っているという

ふうに考えております。
○林紀子君 時間がないので次に移りますが、今回の幾つかの改正は、農年加入者から出されてきた要望が取り入れられているということで、私たちも前進であるということで評価しております。しかし、そのことが給付水準の引き下げと引きかえということになりますと、今回の法改正は年金加入者に不利益を与えるものだと考えざるを得ないわけですね。

まず、今回の改正の大きな体系の変更である移譲時期の選択制についてお伺いしたいと思います。昭和四十五年の設立時から、この年金制度は六十歳からの年金をうたい文句に、六十歳から六十四歳までの間の厚い年金ということ加入促進を図ってきたと思えます。そして、この六十歳から六十四歳の厚い年金制度は、政策年金、若い世代への移譲、中核農家への農地集積という政府のねらいとは別に、農年加入者の間には、六十歳から六十四歳の国民年金のない無支給時に補てんする年金としての機能が定着してきていると思うわけです。今回の改正である移譲時期の選択制というのは、農民の方々の要望を取り入れたと言われていると思いますが、実際は、年金の支給時を六十五歳におくられて年金総支出額を抑えるためではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回、農業者年金の給付体系を大幅に変更する御提案を申し上げているわけでございますけれども、この提案は、農村における高齢化の進行という現実に対応したものであるというふうに考えております。六十歳を過ぎても心身健康な農業者が多いというような実態を踏まえて、従来のような六十歳で一律離農を、経営移譲を誘導する、こういう仕組みから、六十歳から六十五歳の間で農家の個別事情に応じて、選択で経営移譲をしていただくというのがより最近の農村の高齢化の事情に適応するのではないかと、こういう観点から今回の給付体系を変更した次第でございます。

○林紀子君 今回の法改正をめぐりまして、私も

幾つかのところから要望書というのをいただいておりましたけれども、佐賀県農業者年金協議会からの要望書によりまして、「支給開始年齢の引き上げについて若干の不満はある」、こういうふうに書いておられますけれども、まとまった年金が手に入り、やっとながでるという農民の方々の正直な気持ちじゃないかと思うわけです。設立当初から加入して二十年間保険料を払ってきた人が、目の前に見えていた案ができるという、いよいよ年金がもらえるというそのときに、六十五歳まで遠のいてしまふ、こういうことではないかと思うわけです。

しかも、年金総額としての給付水準は、いただいた資料で見ますと低く抑えられております。昭和十一年生まれで二十五年間加入している人で七十八歳、昭和十六年生まれ三十年加入で七十六歳、昭和二十六年生まれ四十年加入している人で七十五歳にならないと、新給付体系が現行の体系の年金支給総額より多くならない、つまり逆転しない。昭和十一年生まれの人で七十八歳まで生きなければ逆転しない。現在、支給されている人たちは八十歳を過ぎなければ逆転しない、それまでは今までも少ない給付総額になるということではないかと思ひます。給付水準の引き下げというのは明らかではないかと思うわけですが、これについても年金財政基盤の安定ということで、加入者には辛抱しろということなのでしょう。

○政府委員(片桐久雄君) 今回、給付体系を大幅に変更したわけでございます、新制度と現行制度で年金の受給額を単純に比較するということはなかなか困難なわけでございますけれども、いわゆる平均余命というのを使ひまして、生涯の受給額、これを比較するというところでいろいろ私どもも試算をいたしております。先生御指摘のように、生涯受給額を給付現価、現在の金額に置き直して見た場合にはどうなるかということでは算定いたしますと、御指摘のようにある程度少なくなっている、新体系の方が旧体系よりも少なくなっているという事は事実でございます。

しかし、実際には物価スライドそれから所得スライドというのが今後働いていくわけでございまして、特にこれから高齢化社会ということでございまして、高齢化して後にはできるだけ多くの年金が支給されるということが、より農村の老齢化の実態に合うのではないかと、ううううに考えております。私どもいへる名目の受給額といひます、御指摘の昭和十一年度生まれの方々と見ますと、新給付体系と現給付体系で比較しますと、新給付体系の方が一割ないし二割程度多くなるといふのが実態でございます。

なぜ、こういう現象が起こるのかということでございますけれども、これは後で余計もう一方が物価スライドそれから所得スライドがよく効く。今の現行制度では、六十から六十五歳、先に余計もう一方という制度でございまして、今度の新給付体系では後で余計もう一方、こういうことでございまして、こういう現象が生じているものであるというふうに考えております。

○林紀子君 時間がないので、最後に一点お伺いします。

加入者が死亡した場合の遺族年金また婦人の年金権については、先ほど大臣からも積極的な答弁がございました。また、今回の加入者が死亡した場合の配偶者への加入の特例措置、女性の立場から考えた場合はこれも一つの前進だと思ひます。しかし、この特例措置には、最低五年間は掛金を掛けてほしいということで、今までに農業者年金に加入していなかった人は五十五歳までということになるのではないかと思います。

六十二年度農業者年金基金の、統計の死亡による資格喪失者の年齢別表というのを見ますと、二千九百八十三名の死亡者の中で、半数の千五百六十一人が五十五歳から五十九歳の間で亡くなっております。ここから推測しますと、五十五歳までという条件は大変厳しいと思ひます。しかも、年金の支給額は、せいぜい五年間加入では一万円程度の給付しかないと思ひます。これから五年

先をめぐに、婦人の年金権というのを検討するというお話がありましたけれども、その中に、ぜひ権利の継承ということを検討していただきたいという事を最後にお願い、要望したいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 先生御指摘の、加入者が死亡した場合の加入期間を配偶者が承継する、こういう御提案でございまして、この考え方についても私もいろいろ検討しているわけでございます。しかし、やはりこの承継という制度をつくる場合にも、かなりの財源負担というのがあるわけでございまして、この財源を保険料の引き上げないしは国庫負担の増額というところで、どう財源を持ってくるかというような問題で、今後いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 私が予定をいたしました質問事項は、既にほとんど他の議員から質問をされました、二、三私の質問の通告順序とは違つてきますが、お尋ねをいたします。

まず、先ほど猪熊議員がお尋ねになりましたが、附則の十八条の点でございます。ここに書いてある平成三年度から七年度までの国庫の助成金、具体的な数字が書いてありますが、これはどういう配慮といひますか、見込みでこのようになつた変つた法案の改正になされたのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(片桐久雄君) 現在、農業者年金基金の単年度収支はマイナスといひますか、赤字財政になつてゐるわけでございます。私どもといたしましては、この赤字の状況を次期財政計算のときまでに何とか黒字にしたい、こういうような考え方でいろいろ国庫の助成の仕方を算定したわけでございますけれども、平成三年度から七年度の追加助成額は、この五年間のうちに単年度収支を黒字にするという観点から、このような金額を算定した次第でございます。

○井上哲夫君 これは向こう五年間について、事実上、国会を拘束するおそれもあると猪熊議員が

御指摘になつております。

そこで、こういう計算の根拠値といひますか、先ほど局長はルールというふうにおつしやいましたが、この数式についてももし明らかにすることができなければ、その骨格、概要だけでも明らかにしていただきたいと思います。次の国会審議のときにも何なしで決まつたのかということになる、それはいささか私どもが不安になるのではないかと思いますので、あえてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の改正案では、まず保険料の額というものをいろいろ検討した結果、五年間で四千万円引き上げていただくというのをまず設定いたしました。さらにもう一つは、年金の支給の水準というところでこれも厚生年金並み、農業者所得月額二十一万三千円というものを置きまして、支給金額がどのくらいあるかということとを算定したわけでございます。それで結局、現在の二分の一の助成では足りない、これを何とか賄うためにこういう追加助成が必要である、こういう観点からこの追加助成が算定されたものでございまして。

○井上哲夫君 この助成の計算の中には、これらの受給権者あるいは加入権者、そういう動向も当然入つてゐるかと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(片桐久雄君) 加入の見込みにつきましては、一年間一万数千人の新規加入者があるという見込みを立てまして算定いたしましたし、また受給権者につきましてもいわゆる生命表といひますか、そういう一定の死亡率を使ひまして受給権者がどうなるか、受給額がどうなるかというようなことを推計いたしまして、こういう額を算定した次第でございます。

○井上哲夫君 そうしますと、私の方でちよつと伝え聞いたんですが、今回の改正法案で、このように五年間にしる具体的な助成金額を明示したのは、この農業者年金の関係者、とりわけ受給権者の将来の不安をなくするために、このような変則

的な形にして法改正の際に踏み切ったんだと、こういうことも理由にあるように聞いておるわけでございますが、そのとおりでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 今回の農業者年金基金の改正の最大の眼目は、やはり年金財政の長期安定の姿を明らかにすることであるというふうに考へてゐる次第でございます。したがういして、単年度の予算で来年度はどうなるかわからないというような状況では、なかなかそういう長期的な財政の安定という見込みが立たないわけでございます。そういう観点から私もいたしましては、まず五年間の財政の安定の姿というものを明らかに示すとともに、それから五年以降の姿についてもこれは明らかな、具体的な数字で示すことはできませんけれども、考へ方、先ほどの議論になりましたが、十九条の三項という規定でもって平成八年度以降の国庫の追加助成の考へ方についても、この法律で定めるということで、この年金の長期安定の見通しというものをできるだけ明らかにしたいということを考へた次第でございます。

○井上哲夫君 ところで、きょういろいろ私もここで勉強させていただいてわかつたんですが、なかなか今回の加入促進の妙案というものについて答弁されてゐるような明い見通しがあるかどうか。きょう一日の感想を率直に申し上げますと、極めてそうではないのではないかと不安もあるわけで、そこで国民年金基金の動向を見定めて、女性の年金資格あるいは遺族年金についても検討をしていきたいという御趣旨の答弁があつたわけですが、この動向を見定めるところ場合にどういふ姿勢で見定めようと思つてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 国民年金基金の方は、先ほど説明いたしましたように、共済農協連の方でいろいろ検討を進めておられて、現在のところ、農業に従事する婦人及び農業者年金に加入できないような三反未満、三ノアル未満の農家の方々、こういう方々を中心に考へておるというふう

うに聞いておりますけれども、ただこの年金、国民年金基金の運用の仕方によりましては、農業者年金の加入資格者と国民年金基金の加入資格者とがダブるといいますか、そういう問題が出てくるのではないかとこのことを心配してゐるわけでございます。私も似たしましては、そういうことにならないように農業者年金に加入し得る方々、それからまた将来後継者として加入資格が発生すると見られる方々、こういう方々については、国民年金基金の加入の対象にしないいただきたいというふうなことでいろいろ調整を進めたいというふうに考へております。

○井上哲夫君 今のそういう懸念といひますか、そういうことがある一方では、こういう国民年金基金の動向が、場合によつては余裕のある方ほど複数口入つて、そしてしかも課税上の優遇措置を背景にということ、農家の中における格差が拡大していくというか、そういう懸念はいかがでしようか。

○政府委員(片桐久雄君) 国民年金基金、農業共済連の方でこれから詳細検討する、その中身がどういふふうになるかということが、よくまだ現段階でわからないわけでございますけれども、加入の口数、一口以上何口でもいいのかどうかとか、そういういろいろな今後の詳細につきましては、今後厚生省の、政省令の制定状況を見ていろいろ決めていかれるのじゃないかというふうに見ております。

○井上哲夫君 そこで、遺族年金の導入についてお尋ねをするわけですが、これまでのお答えを伺いますと、財政的な基盤の面で相当に見通しは明るくない。将来導入できるかどうかについては、なかなか今明確な答えが用意できないというふうな趣旨の答弁があつたかと思つてゐますが、こういうふうなことにせつて、今回思い切つた改正をしましても加入促進も思うようにいかない、あるいは年金の受給者ばかりどんどんふえて思つたように年金の財政が好転しないということになれば、ますます次の五年先には大変な事態が起こる。そこ

で、遺族年金の問題について何か工夫、例えば女性の加入について思い切つた働きかけをしていい工夫ができないか。こういうふうなことはないのでしょうか、まあ妙案です。

○政府委員(片桐久雄君) 私も、農家の婦人の年金について、何かいい案がないかということいろいろ検討した過程で、いわゆる任意加入制といひますか、要するに負担能力のある農家の婦人がこの農業者年金に加入する、その場合には、原則として国庫補助のない、そういう年金の仕組みといふものが考へられるのではないかとこのようにもいろいろ検討した次第でございます。

しかし、現在の農業者年金制度が、いわゆる義務加入制度と、それからまた保険料も一律であるというふうな建前で、しかもそれに対してかなりの多額の国庫助成がなされてゐる。こういう現在の農業者年金の制度から見ると、そういう任意加入とか、それからまた負担能力のある人だけが年金を受給するというふうなそういう仕組みは、なかなか農業者年金にはうまくつながらないのじゃないかというふうな議論もした次第でございます。

○井上哲夫君 例えば、所有者はほとんどの場合男性の人です。農家の奥さんの場合には農地を所有している形態は少ないわけですが、先ほどどなたかの議員の質問にありましたように、例えば使用収益を農家の主婦が主としてやつてゐるという

ことで、その主婦が農業者年金のいわゆる経営移譲者になる、こういうことは可能なのではないか。その場合に、そういうことが何らかの助成によつて、つまりばねになつてどんどんそういうケースがたふさ生まれてくるような妙案と申しますのは、なかなか日本といひますか、農家の基本的な風土では、農地を主体にしたという場合でも権利者に、表側に農家の奥さん、お嫁さんが出てくるといふことは大変本人の周囲のみならず全体に抵抗が強いのではないか、こういうことを懸念してお尋ねをするわけでございます。

農地の権利を持つて農業経営の経営主になつていくというケースも最近ふえてゐるわけでございます。そういう経営主である農家の婦人が農業者年金に加入するというケースもかなりありまして、現在例えば、平成二年三月で見ますと婦人の加入者数が二万五千人、全体の加入者の構成比で見ますと四・一%というふうになつております。今後、農村社会のいろいろ変化といひますかそういう中で、農家婦人の経営主が農業者年金に加入するといふような方向は次第にふえていくのじゃないかというふうな考へる次第でございます。

○井上哲夫君 予想で単にふえていくだろうといふことではなくて、私がむしろお尋ねしたかったのは、積極的に何らかのいわば促進といひますか、そういう妙案を検討していただきたい、そういうふうな観点からでございますが、何か今のところまだ妙案はないということでございますでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 農村社会の中で、農地の権利名義を夫にするのか妻にするのかというふうなことににつきましては、いろいろ農家の意識といひますか、難しい問題があるのではないかとこのように考へておりました、そういうことについて、積極的に妻の名義にするということを進捗するといふことは現在のところ考へておらない次第でございます。

○井上哲夫君 終わります。

○喜屋武眞榮君 私は、きょう途中で、申しわけありませんでしたが中座もいたしておりますので、今まで皆さんがいろいろな角度から御質問くださったと思つております。そこでなるべく重複を避けて、恐らくこのことはだれも触れなかつたであらうと言へる問題を中心に始めたいと思ひます。だれも触れなかつたであろうといふことは、結局沖繩の問題ということなんです。

それで私は、何としても沖繩の取り残された問題をまずお尋ねをして、そして短い時間でありまされども、またその他も四、五問用意いたしておりますので、進めたいと思ひます。

まず、沖縄問題を申し上げる前に、何としてもそのバックとして知っていただかなければいけない、このことであります。皆さん、戦後四十五年です。つい二、三日前与那原町に、宅地造成の最中に一トン爆弾が発覚されて大騒動をして、近々二千名近い町民を退避させて処理するという計画がなされております。それだけではございません。あの遺骨、大変これは遺族の皆さんには申しわけないことでありますが、いまだに沖縄の山野に遺骨が出てくる。畑を耕しますとその畑の中から遺骨が出てくる。このことが、不発弾にしても遺骨にしても、あと三、四十年かかると明言されておるのです。それを奉仕団、ボランティアの皆さんが、もちろん国も手をかしておりますけれども、これはもう遅々としてはかどらない。ボランティアの皆さんが毎年のように遺骨の収集にいかしてくださりますが、そのたびごとにたくさん集めていただいて魂魂之塔に合祀をしてございませう。

考えられないことでありましょう。何となれば、日本と運命共同体にあつた西ドイツ、イタリアでは既に戦後処理を終わって、国民一人一人の義務を国の責任において法律化してやつておるではありませんか。経済大国世界一、そして外国にだぶついた金を流して、ビルを賣うとか、土地を賣うとか、企業を興すとか、これもそれなりの理由はありましようが、一体何事だと私は言いたいです。国民を大事にしないで外国に投資をして、しかも憎まれておるといふことなんでしょう。

その焦点に、いつでも踏みつけられておるのが我が沖縄県民なんです。離島県、多島県、こういういろいろの歴史的な悲劇を担いながら、地理的条件においても恵まれていないこの沖縄に對しては、何としてもかりそめの特別措置ではない、第一次振計、第二次振計、あと一年で二次振計は終わりますから、第三次振計に。結局、三十年になんなんとしても、なお本土との格差はお話にならぬでしょう。その振計の基準に合ったのは人口だ

けなんです、人口だけは基準どおりいておる。あとはますます本土とかけ離れておるといふのが実情である。

そこで、私たちもう我慢なりません。防衛庁長官にきのうもこの前も国会議員が束になつて、きのうは私は一人で行きましたが、このことを日本政府が発想の転換をして根本的に憲法のもとに、教育基本法のもとに国づくりをしていくということがない限り、びぼう策ではますますその貧富の差、犠牲の差別が大きく開くだけであるといふことを私は、強くまづ冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

それで、この問題に触れますが、一般論として、国の法律がこうあるから四十七都道府県以下右へ做え、この物差しでは断じて沖縄ははかれないといふことです。それゆえに特別措置法というものがあつたわけでありまして、あつたとしてももう格差は離れるだけでありまして、そこで、具体的に申し述べますと、狭い島の、沖縄の県土の二一%が軍事基地です。沖縄本島では二二%が軍事基地です。いままでに、そして五十三市町村の町村別にすると、嘉手納町を初め七五%から八〇%が軍事基地の爆音、騒音に今さらされておる現状であります。日本のどこにそういう県がありますか。

それで、沖縄の離島県、多島県という特殊事情から、沖縄では十アル程度の施設栽培農家が多数ございます。十アル程度の施設栽培農家が亜熱帯農業という特殊事情をフルに活用して、三十アルあるいは五十アルある耕作者に劣らない収益を上げておることも事実であります。それはハウス栽培によつてあるいはピーマン、サヤインゲン、菊、ラン、こういった日本で唯一の亜熱帯農業を活用して、わずかに十アルであるけれども五十アル以上の地域の収益と匹敵して、それ以上の収益を上げておるといふことも事実であることは御承知のことと思ひます。

このように、施設栽培農業が沖縄の農業に占める重要な立場から、これらの方々が任意加入、あの物差しから当てるといふとはまりませんよ、沖縄

縄の特殊事情は。基準には合いませんよ。合いませんけれども、任意加入する道を講ずるべきであるかと当然思うんですが、農水省いかがでしょう、か、まず第一点です。

○政府委員(片桐久雄君) 現行の農業者年金制度におきましては、農地の一定規模以上の経営面積を持つ農業経営主またはその後継者を加入対象としたしておりますけれども、確かに先生御指摘のように、地域によりましてその経営規模の加入要件がいろいろ考慮されるべきであるといふことはよく理解できる次第でございます。現在、沖縄県につきましては、その地域条件等に配慮いたしまして、任意加入者の経営規模を、都府県一般では三十アル以上というふうになつておりますのを二十アル以上というふうになつておるところでございます。これ以上引き下げということでは、本制度の政策目的にもかかわる問題でありまして、現段階では考えていない次第でございます。

○喜屋武眞榮君 次に、これはぜひ大臣にお答え願ひたいんですが、今回の改正で、離農給付金の額について、処分する面積の多寡によつて格差を設けようと言つておられます。沖縄県における離農処分面積の面積格差をどう設定するか、お伺ひたい。

県面積の二一%が、さつき申し上げたとおり基地に占められ、また離島が多いため、沖縄県では経営規模が五十アル未満の農家が全体の半数近くを占めておるといふ現状なんです。したがうして、もし本土と同じ面積格差を用いるとするならば、沖縄県の離農者は大抵五十アル未満のところに入つてしまふので、当然給付金額は三十万クラスにランクされる。これでは、現行の一律六十二万円に比べても大きな減少であることが必然であります。政府は、この特殊事情にかんがみ、新しい離農給付金の給付水準が、現行制度の給付水準と均衡のとれたものにならなければいけない、そのように、均衡のとれたものになるように面積格差を設定していくべきであると、公平、

公正な原則から当然だと思ふが、大臣いかがでしょうか。

○政府委員(片桐久雄君) 離農給付金の支給金額につきましては、現在、一律六十二万円という金額でございますけれども、これを処分面積に応じて格差をつけようといふことで、現在のところ都府県の場合には、五十アル未満三十万円、それから五十アルから百アル未満七十万円、百アル以上百万円、こういうような格差を考へている次第でございます。沖縄県におきまして離農給付金の状況、離農給付金の対象になつております処分面積というものの実績について見ますと、平成元年度分十件あるわけでございまして、平成元年度分十件あるわけではございません、五十アル未満のものは二〇%、五十アルから百アルのものが五〇%、それから百アルを超えるものが三〇%、こういうふうになつておるわけでございませう。

これを都府県一般の平均的な分布で見ますと、五十アル未満が四四・五%、五十アルから百アルが三九・九%、百アル以上が一五・六%といふふうになつておりました。特段沖縄県だけが不利になつておるといふふうには考へていない次第でございます。その点を御理解いただきたいといふふうに考へておられます。

○喜屋武眞榮君 申し上げたい基本姿勢は、沖縄への施策は恵みではありませんよ。恵みの発想でならば決然と私は排撃します。償いですよ。恵みじゃない、償いの国の施策が理解と愛情によつて償つてくださるならば、もつとも早く立ち上がれるでしょう。私が言う一般論として沖縄を見ることはこれは恵みだと、あめ玉だという発想。これでは断じて承知ならないです。

ずばり申し上げますならば、沖縄県民はいまだに遺骨を抱いてそして不発弾をまくらにして、ガスを吸うて生き延びておる、これが沖縄の県民の現状なんです。このことを特に結びとして申し上げます、特段の配慮のない限り、これは甘えではありません。断じて甘えではありません。これが国の本當の政治といふものです。西ドイツやイ

タリはすべて法律化して、国民が一人一人みんな満足していますよ、申し上げるまでもなく。何で経済大国世界一、そして蓄積世界一と胸を張る日本が、内政面において国民の生活をこのような状態に置くとは何事だ。私は総理であるうが大臣であるうが、いさかも私の正論には一歩も引きませんということを思い知ってもらいたい。

まだ時間がございますので、次の三つの点を一緒に申し上げますから、関係者は明確に答弁をしていただきたいと思います。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

まず第一点、保険料の引き上げは農家の負担能力を超えるおそれがあると私は信じております。本制度は新規加入の促進が強く求められております。これ以上の保険料の引き上げは行うべきでないと思われませんが、この点について明確な根拠を承りたいと思います。

第二点は、いみじくも農水大臣は最初に、農は国のもつというおことをおっしゃった。そのとおりです。共鳴、共感いたしました。日本の企業すべてに言えることは後継者、いわゆる若者の後継者が足りない、不足しておる。これは企業全般にも指摘できる現状であることは今さら申し上げるまでもありません。後継者なくしていかなる企業も衰微することはあつたとしても、あるいは横ばいで続くことはあつたとしても二十一世紀に向けて、発展、繁栄ということは望めないでしょう。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕

そこで、いかにして農は国のもつであるという、名実ともにそれはそのまま未来を担う後継者に、若者につながらなければだめでしょう。そういう認識に立つて、いかにして魅力ある、若者たちが立ち上がっていくことができるかということに対して大臣はどうお考えか、そして具体的にどのように進めていくとおっしゃるのか。

以上、私は率直にお尋ねして、時間が参りましたので、そのかわり所信を明確に答えてもらいたい。

○政府委員(片桐久雄君) 私の方から、保険料の

引き上げの問題につきまして先に説明させていただきたいと思ひますが、今回の年金の改正の最大の眼目は財政の長期安定ということでございます。そういう観点から保険料の段階的な引き上げというをお願いしている次第でございます。

この引き上げの内容につきましては、加入者の負担の能力、それからまた厚生年金の本人負担分の保険料率、こういうものをいろいろ総合的に勘案して、五年間で四千万という負担をお願いしているわけでございまして、厚生年金の本人の負担率、これと比較してもほぼ同程度であるというふうに考えておられます。何とかこの程度の保険料の負担は可能なのではないかとこのように考えている次第でございます。

○国務大臣(山本富雄君) 今先生のお話を聞きながら、例の佐藤元総理の、沖繩返還なくて戦後は終わらない、こういう言葉も思い出したわけでございまして、もういろいろな質問も出てきて四十五年間ですね、戦争中はもとよりですけども、沖繩の特殊な状態の中で大変御苦労なすつておられる。そして、それを先生が時に臨んで愛郷の精神を持ちながら、いつも御発言をなさつていらっしゃることに心から敬意を表する次第でございます。

そこで、先ほど来の御質問でございますが、この年金問題につきましては、もういろいろな質疑を通じての議論があつたわけでございまして、沖繩に対しては、その加入の前提条件である面積の問題で一つのハンディをつけておる。これは先生に言わせれば、ただ単なる恵みであつてはならない、こういうお話でございまして、そんなつもりは毛頭ございません。沖繩の特殊事情を勘案して数字の上で示したということでもございまして、それから先、実は砂田国務大臣と閣議の前にならうと時間がございましていろいろ話をいたしました。きょうは喜屋武先生の質問があるという話をいたしましたら、担当大臣として、この間沖繩まで行ってきたというお話がございました。

長くなりますので中身を割愛いたしますが、とにかく沖繩については山本君しつかりやつてくれよ、やつぱり農業が一番大事だと、そして基地の問題の解決が非常に大事だ、こういう二つの話をされたことを申し上げます。

そこで、もう先生十分御承知のとおり、開発の第二次の計画もそれなりに進んでおります。それから、これも当然といえば当然ですけども、補助率とかあるいは負担率の問題で、沖繩については数字の上でかなりのハンディキャップをつけておるということにつきまして御承知のとおりでございます。基本的には、やはり沖繩が日本における唯一の亜熱帯地帯であるという特殊な気象条件、あるいは農業の条件等をしつかり農水省としては踏まえながら、今後とも各般の施策を総合的に沖繩に向かつて進めてまいりたいというふうに申し上げます。

余り細かいことを申し上げても先生の御意に沿うわけにはまいりませんので、気持ちの上では沖繩が、戦中、戦後を通じて非常に大変な状態を続け、なおかつ今日あるということを十分認識しておりますということを最後につけ加えまして、答弁いたします。

○喜屋武眞榮君 よろしくお願ひします。

○星野朋市君 せっかくの機会でございますので、法案に関係ないことを一つお尋ねしたいと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。

まず、学校給食における牛乳の件でございますけれども、畜産局長は時間が早いから来ていないですか。

○委員長(仲川幸男君) 通告してありますか。

○星野朋市君 してございます……。

我々が一年間に、いわゆる小学校、中学校に給食をされている牛乳の量はどのくらいでございますか。

○政府委員(岩崎充利君) 小中学校の給食用の牛乳の本数でございますが、二十七億五千万本程度ということでございます。

○星野朋市君 その量は、日本の牛乳の消費量の何%に当たるかとお尋ねいたしますけれども。

○政府委員(岩崎充利君) 飲用等向けの総供給量が、これは六十三年度でございますが、四百八十二万トンということでございます。学校給食用でいきますと五十八万トンということで、大体二%ぐらいでございます。

○星野朋市君 どうしてそれをお尋ねしているかといひますと、実はこの学校給食の牛乳の補助金は、文部省でなくて農水省から出ているわけでございます。その一本当たりの補助金は幾らでございますか。

○政府委員(岩崎充利君) 三円十銭でございます。

○星野朋市君 国庫の補助が三円十銭。それに、これは出しているところと出してないところがございまして、さらに地方自治体が相当のこれを補助しているわけでございます。

それで問題なのは、実は今、小中学校の給食牛乳が手つかずのまま相当量残されているという実態でございます。この間も四月二日に、毎日新聞の夕刊に東京都の多摩地区の例が出ましたけれども、手つかずのまま残された牛乳のパッケージは一一・五%である。これは全国的に見てもほぼ大体その数字が予想されるわけでございます。そうしますと、先ほど局長の方からお答えいただきました総数量に対して一%強といひますと、年間で約三億本になるわけでございます。この三億本というものがほとんど手つかずのまま回収されて、それで大体汚泥処理をして川に流されてしまふ。これは、牛乳を生産している酪農家にとっては耐えがたいことだと思ひます。まして補助金、それから流通のコスト、最後に処理されるコスト、全体のコストを考えたら膨大な量になると思ひます。農水省は補助金を出して、所管は文部省であるということ、その段階でこれは恐らく打ち切つていっていると思ひますけれども、最後まで、補助金を出したものの最後がどうなつていくのか、こゝまで関心を持つてやるのが

行政ではなからうかと私は思います。

それで、農水省としては、この問題に関して今後どういう対策を講じていかなくちゃならないのか。もちろん日本人の平均的な乳糖不耐症、難しい言葉ですが、それは平均して約一〇％いると思われまふけれども、そもそも学校給食の牛乳というの、それに対して何とかこれをなくそうというところ、いろんなほかの意味がありますけれども、ということでは発足したはずでございまして、何と申しても、一％とか二％とかいう問題なら納得がいくんですが、一〇％を超える廃棄量があるということにしましては、これは農水省として黙視するわけにはいかないと思います。農水省としてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(岩崎充利君) 私ども、学校給食におきまして牛乳飲用の促進を図るということは、児童生徒の体位なり体力の向上に資するというのと、牛乳の消費拡大なり酪農乳業の安定的な発展を図る上で極めて重要であるというふうに考えております。

先生御指摘の飲み残しの問題につきましては、私どもも重大なことと受けとめておりまして、学校給食用の牛乳供給事業が予定している目的、趣旨等からすれば、今の問題、このような事態というのは好ましくないというふうに考えておる次第でございます。

農林水産省といたしましては、これは従来から、基本的には、牛乳には歯や骨の成長に必要なカルシウム源やたんぱく質等、あるいはビタミン等の栄養素がバランスよく含まれているということ等につきまして、やはり児童生徒に対する正しい知識の啓蒙普及が重要であるということから、ビデオなり壁新聞の作成を通じたりいたしましてそういう正しい知識の啓蒙普及を図る。それから、学校栄養職員なり調理従業員に對しましては、料理講習会の開催などを通じて、飲みやすい形で牛乳の提供、これは直接飲用に供するだけではなくて、調理材料としても利用した牛乳

摂取の促進等々も考えなくちゃいけないだろうというところでございますが、文部省と十分に連携を図りながら、個々の児童なり生徒の身体的な特性に配慮した飲用の提供、これは、先ほど先生おっしゃいました乳糖不耐症等々の方々に、やはり毎日飲んでいただくということが非常にいいのではないかと、いろいろなことも含めまして、個々の児童生徒の身体的特性に配慮した飲用の提供とか、あるいは昼食時以外でも飲用できるように、児童生徒の自主性を通じた飲用の促進等にも努めているというところでございまして。

今後とも、文部省とも連携を強化しつつ、飲み残しを極力減らすような可能な対応につきまして工夫を凝らして、関係者の指導にも努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○星野朋市君 最後でございますので、法案に係して一つお尋ねをいたしたいと思います。前回、参考人についてもこれはお聞きしたんですけれども、実は社会保障制度審議会から、農業経営規模の維持拡大といった農業政策上の要請に依拠することを主眼としているが、年金保険という形態をとっており、その政策効果についてはいぜんとして明らかではない。

この際、本制度の目的とする農業政策上の有効性と、公的年金制度としての社会的妥当性について、その両面から根本的に再検討し、制度本来の在り方をめぐる累年の疑念を払拭するよう強く要望する。

という社会保障制度審議会からの答申が出ております。

先般来、いろいろお話を聞いて大体は納得しておるんですが、いよいよ年金制度というところでございましてこれは均衡をしなければならぬという基本がございまして。ところが、今回の改正のあれでは、先ほど猪熊先生からも御指摘がありましたように、平成三年度が八十六億円、それから平成七年度が五百十六億円。要するに、総額の千六百十八億円が累増する形に

なっていくわけでございますね。それで、均衡のとれるのが平成二十七年、非常に長期な問題でございます。この助成制度がさらに累増していくという危険はないのかどうか、どこかで歯どめが打てるのかどうか、そこら辺について答申の当局の基本的な考え方と、今申し上げましたように累増していくおそれはないのかどうか、そこら辺についてのお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) この農業者年金基金制度は二つの目的を持つていて、一つは、社会保障制度という次第でございます。一つは、社会保障制度という観点で、農業者の老後の生活の安定という目的でございまして、さらにもう一つ、農業構造の改善を進めていきたいという政策的な目的でございまして。

そういう観点から、社会保障制度審議会では、社会保障制度という観点から見ればいろいろ問題がある、こういう指摘をいつも受けておる次第でございます。しかし、私どももいたしましては、この農業者年金基金制度は二つの目的に資するものであるという観点から、いろいろ充実に図っていくたいというふうに考えておる次第でございます。

それからまた、追加助成が今後累増していくのかどうか、こういう御質問でございまして、平成十七年度については五百十六億円、こういう数字になっておりますが、これを私どもの一定の前提を置いて試算をいたしますと、二十五年間で年平均四百億円ぐらいというふうに考えております。

まして、この追加助成の試算で見ますと、例えば平成二十三年から二十七年の最後の五十年の追加助成の試算をいたしますと、年間百七十億円というふうなことで、中ほどは比較的五百億を超えようような金額で膨らみますけれども、後ほどになりますと次第に金額が減っていくというふうな構造になっているというふうに考えている次第でございます。

○星野朋市君 まだ時間がございまして、きょうは長時間にわたりまして質疑応答がござい

ましたので、この辺で終わらせていただきます。

○委員長(仲川幸男君) 政府委員から発言を求められておりますので、この際これを許します。片桐局長。

○政府委員(片桐久雄君) 先ほど猪熊委員の御質問の際に、改正附則第十八条第一項の規定と毎年度の国会の予算審議権との関係について申し上げたお答えの真意は、予算の審議は法律とは別のものであり、法的には国会の審議を拘束するものではありませんが、法律が両院の議決を経て成立した以上、この法律に基づいて政府が提案する予算案は、事実上国会の同意が得られるはずであるという意味で答弁したものであり、この規定が、憲法に定められた国会の予算審議権や財政法の原則を侵すものではないと考えております。

○委員長(仲川幸男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、高木正明君が委員を辞任され、その補欠として藤田雄山君が選任されました。

○委員長(仲川幸男君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

者負担を強め農業者に対し、犠牲を強いるものと言わなければなりません。

保険料については、前回の引き上げに引き続き、毎年月当たり八百円ずつ一九九六年まで引き上げ、最終的には一万六千円にするというものです。農業者年金の加入条件となっている夫婦二人の国民年金保険料と合わせると、農業者年金加入農家の平均農家所得に占める割合は現在でも一三%以上にもなり、既に農家の負担能力を超える状況となっています。

給付体系の変更は、六十歳から六十四歳までのつなぎ年金として定着してきた機能を大きく変質させ、しかも、経営移譲の仕方によって年金に格差をつけるなど年金総額を削減しようとするものであります。

また、離農給付金の制度変更は、零細農家を切り捨て、離農を一層進めるものです。

今日の基金財政の危機的状況は、未加入者が十六万人近くも残されていることなど、農業の将来に不安を抱き、農業だけでは食べていけない、後継者がなく婦人・高齢者に頼る農政が、また、この本法がねらいとする構造政策が招いた結果であります。食料自給率を向上させ、農産物の輸入自由化を大幅に規制して、農業に展望が持ててこそ、現在の後継者不足も解決し、基金財政の改善も図られるのではないのでしょうか。

農業者年金制度は、農業者の減少、高齢化が進んでいる現状を踏まえ、受益者負担の軽減と、構造政策条件等につなぐ年金額を増額するなど、国の責任のもとに援助を強め、真に農業者の老後を保障するものに改められるべきであることを主張して、反対討論を終わります。

○委員長(仲川幸男君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。
農業者年金基金法の一部を改正する法律案に賛

平成二年五月十二日印刷

成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、上野君から発言を求められておりますので、これを許します。上野君。

○上野雄文君 私は、ただいま可決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金党平和の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近の農業・農村を取り巻く厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、次の事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に依りて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。

また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力をすること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すること。

四 農業の持つ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を以て鋭意検討すること。

平成二年五月十四日発行

また、農業に専従する主婦等の年金への加入について引き続き検討すること。

五 離農給付金交付制度の運用に当たっては、離農者の農地が中核的農家の経営規模の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。

六 農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態に即して行われるよう配慮すること。

七 年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されるよう、農業委員会の役割の明確化など業務執行体制の整備充実を図ること。

八 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化促進事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金への農地貸付けを適切に実施し、万全を期すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(仲川幸男君) ただいまの上野君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。よって、上野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(仲川幸男君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十二分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局